

令和 7 年 5 月 29 日

丸 亀 市 議 会 議 員 様

丸亀市長 松 永 恭 二

議 案 の 送 付 に つ い て

令和 7 年 6 月 5 日 午前 10 時 招集の丸亀市議会 6 月 定例会に提出する下記の議案を別紙のとおり送付します。

記

- 議案第 59 号 令和 7 年度丸亀市一般会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 60 号 丸亀市市税条例の一部改正について
- 議案第 61 号 丸亀市コミュニティセンター条例の一部改正について
- 議案第 62 号 工事請負変更契約の締結について（丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事）
- 議案第 63 号 工事請負変更契約の締結について（丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う電気設備工事）
- 議案第 64 号 工事請負変更契約の締結について（丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う空調設備工事）
- 議案第 65 号 工事請負変更契約の締結について（丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台機構設備工事）
- 議案第 66 号 工事請負変更契約の締結について（丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台音響設備工事）
- 議案第 67 号 工事請負変更契約の締結について（丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台照明設備工事）
- 議案第 68 号 工事請負契約の締結について（生涯学習センター解体工事）
- 議案第 69 号 工事請負契約の締結について（丸亀城三の丸石垣復旧等工事）
- 議案第 70 号 物品の購入について（高度救命処置用資機材 一式）
- 議案第 71 号 物品の購入について（小型動力ポンプ付積載車（軽自動車）3 台）
- 議案第 72 号 物品の購入について（小型動力ポンプ付積載車（普通自動車）2 台）

議案第 73 号 物品の購入について（GIGA スクール構想に係る生徒用タブレット端末 3,056 台）

令和 7 年度丸亀市一般会計補正予算（第 1 号）

令和 7 年度丸亀市の一般会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,361,611 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 78,461,611 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 7 年 6 月 5 日提出

香川県丸亀市長 松 永 恭 二

第 1 表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金			11,012,257	175,181	11,187,438
		2 国庫補助金	4,205,454	175,181	4,380,635
16 県支出金			4,071,994	9,020	4,081,014
		2 県補助金	1,411,210	9,020	1,420,230
19 繰入金			15,576,291	1,153,410	16,729,701
		2 基金繰入金	15,543,862	1,153,410	16,697,272
21 諸収入			3,804,386	2,000	3,806,386
		5 繰入	482,630	2,000	484,630
22 市債			12,561,000	22,000	12,583,000
		1 市債	12,561,000	22,000	12,583,000
歳入	合	計	77,100,000	1,361,611	78,461,611

(単位：千円)

歳 出 款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費		6,846,049	445,758	7,291,807
	1 総務管理費	5,736,361	445,758	6,182,119
3 民生費		24,723,339	6,906	24,730,245
	2 児童福祉費	13,083,765	4,706	13,088,471
	3 生活保護費	1,922,331	2,200	1,924,531
4 衛生費		4,677,657	46,210	4,723,867
	1 保健衛生費	2,260,969	42,510	2,303,479
	2 清掃費	1,989,370	3,700	1,993,070
6 農林水産業費		1,030,994	4,540	1,035,534
	1 農業費	957,474	4,540	962,014
7 商工費		464,045	8,819	472,864
	1 商工費	464,045	8,819	472,864
8 土木費		6,027,729	23,100	6,050,829
	5 都市計画費	3,228,790	23,100	3,251,890
		23,763,874	826,278	24,590,152
10 教育費	1 教育総務費	1,220,202	648	1,220,850
	2 小学校費	6,309,098	778,000	7,087,098
	5 社会教育費	10,745,153	47,630	10,792,783
歳 出 合 計		77,100,000	1,361,611	78,461,611

第2表

地 方 債 補 正

(単位 千円)

起債の目的	限度額		起債の方法	利 率	償還の方法
社会教育施設整備事業	補正前	4,366,500	普通貸借又は証券発行 (ただし、登録債とする。)	4.0 %以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	30年以内償還又は借入先の融資条件による。ただし、市財政の都合により繰上償還又は低利に借換えすることができる。
	補正後	4,388,500			
計	補正前	12,561,000			
	補正後	12,583,000			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書補正

(単位 千円)

区 分	前 前 年 度 末 現 在 高	前 年 度 末 現 在 高 見 込 額	当該年度中増減見込み		当 該 年 度 末 現 在 高 見 込 額
			当 該 年 度 中 起 債 見 込 額	当該年度中元 金償還見込額	
1 普通債			22,000		22,000
(8) 教育債			22,000		22,000
補正予算額計			22,000		22,000
合 計 (補 正 前)	57,168,999	61,497,344	12,561,000	5,619,388	68,438,956
合 計 (補 正 後)	57,168,999	61,497,344	12,583,000	5,619,388	68,460,956

1. 総括

(歳入)		歳入歳出補正予算事項別明細書		(単位：千円)	
款	補正前の額	補正額	計		
15 国庫支出金	11,012,257	175,181	11,187,438		
16 県支出金	4,071,994	9,020	4,081,014		
19 繰入金	15,576,291	1,153,410	16,729,701		
21 諸収入	3,804,386	2,000	3,806,386		
22 市債	12,561,000	22,000	12,583,000		
歳入合計	77,100,000	1,361,611	78,461,611		

(歳 出)

款	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 総務費	6,846,049	445,758	7,291,807
3 民生費	24,723,339	6,906	24,730,245
4 衛生費	4,677,657	46,210	4,723,867
6 農林水産業費	1,030,994	4,540	1,035,534
7 商工費	464,045	8,819	472,864
8 土木費	6,027,729	23,100	6,050,829
10 教育費	23,763,874	826,278	24,590,152
歳 出 合 計	77,100,000	1,361,611	78,461,611

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源	財 源		一 般 財 源	
	国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
	176,528	0	2,000	267,230
	1,903	0	3,100	1,903
	0	0	0	46,210
	2,270	0	0	2,270
	0	0	0	8,819
	0	0	23,100	0
	3,500	22,000	778,000	22,778
	184,201	22,000	806,200	349,210

2. 歳入

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
15 国庫支出金	11,012,257	175,181	11,187,438
2 国庫補助金	4,205,454	175,181	4,380,635
1 民生費国庫補助金	711,144	1,903	713,047
8 総務費国庫補助金	161,447	173,278	334,725

一般会計

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
10 生活保護総務費補助金	1,100	生活保護適正実施推進事業補助金	1,100
11 児童福祉総務費補助金	803	母子家庭等対策総合支援事業費補助金	803
19 物価高騰対策費補助金	173,278	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	173,278

(単位：千円)

区 分	部		説 明
	金 額		
5 交通対策費補助金	3,250	香川県地域公共交通アップグレード支援事業費補助金	3,250
2 農業振興費補助金	2,270	多様な農業人材支援事業補助金	2,270
5 史跡等整備費補助金	3,500	地域活力向上のための市町等総合交付金	3,500

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
16 県支出金	4,071,994	9,020	4,081,014
2 県補助金	1,411,210	9,020	1,420,230
1 総務費県補助金	33,401	3,250	36,651
4 農林水産業費県補助金	265,484	2,270	267,754
7 教育費県補助金	310,875	3,500	314,375

(単位：千円)

節			説 明
区 分	金 額		
1 教育文化体育基金繰入金	778,000	教育文化体育基金繰入金	778,000
1 財政調整基金繰入金	349,210	財政調整基金繰入金	349,210
1 モーターボート競走収益基金繰入金	23,100	モーターボート競走収益基金繰入金	23,100
1 健やか子ども基金繰入金	3,100	健やか子ども基金繰入金	3,100

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
19 繰入金	15,576,291	1,153,410	16,729,701
2 基金繰入金	15,543,862	1,153,410	16,697,272
1 教育文化体育基金繰入金	4,459,841	778,000	5,237,841
2 財政調整基金繰入金	1,400,000	349,210	1,749,210
8 モーターボート競走収益基金繰入金	4,530,337	23,100	4,553,437
22 健やか子ども基金繰入金	9,000	3,100	12,100

(単位：千円)			
部		金 額	明 明
区 分			
12 総務費雑入		2,000	自治総合センターコミュニティ助成金
			2,000

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計
21 雑収入	3,804,386	2,000	3,806,386
5 雑入	482,630	2,000	484,630
3 雑入	482,521	2,000	484,521

節		説明	明
区分	金額		
3 社会教育債	22,000	美術館施設整備事業債	22,000

[illegible]

3. 歳出

款 項 目	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
2 総務費	6,846,049	445,758	7,291,807		
1 総務管理費	5,736,361	445,758	6,182,119	178,528	267,230
1 一般管理費	1,860,319	436,758	2,297,077	173,278 (特定財源内訳) 国庫支出金 173,278	263,480
12 交通対策費	208,927	6,500	215,427	3,250 (特定財源内訳) 県支出金 3,250	3,250
14 生活振興費	207,954	500	208,454	0	500
15 国際交流費	17,184	2,000	19,184	2,000 (特定財源内訳) 諸収入 2,000	0

(単位：千円)

節		明 説	
区 分	金 額		
11 役務費	6,258	通信運搬費 手数料	2,298 3,960
12 委託料	30,000	申請受付等業務委託料	30,000
18 負担金、補助及び交付金	400,500	定額減税補足給付金	400,500
18 負担金、補助及び交付金	6,500	自動運転社会実験負担金	6,500
			コミュニティバス・生活バス路線 等運行維持費 6,500
12 委託料	500	協働事業委託料	500
18 負担金、補助及び交付金	2,000	自治総合センターコミュニティ助成事業補助金	2,000

(単位：千円)			
款 項 目	補 正 額 の 財 源 内 訳		明 記
	補 正 額	財 源	
3 民生費	24,723,339	24,730,245	
2 児童福祉費	13,083,765	13,088,471	
1 児童福祉総務費	1,861,298	1,866,004	
		(特定財源内訳)	
		国庫支出金	803
		繰入金	3,100
3 生活保護費	1,922,331	1,924,531	
1 生活保護総務費	172,331	174,531	
		(特定財源内訳)	
		国庫支出金	1,100

(単位：千円)			
款 項 目	補 正 額 の 財 源 内 訳		明 記
	補 正 額	財 源	
12 委託料	3,956	3,903	児童等見守り強化事業業務委託料 3,100
18 負担金、補助及び交付金	750	803	児童、母子保護費 1,606
		ひとり親家庭等子育て支援事業費 1,606	
12 委託料	2,200	2,200	生活保護システム改修業務委託料 2,200
		生活保護システム改修業務委託料 2,200	生活保護管理費 2,200

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
12 委託料	600	建設工事関連委託料	600 墓地施設整備費 42,510
14 工事請負費	17,910	工事費	17,910 市営墓地施設整備事業費 42,510
21 補償、補填及び賠償金	24,000	補償金	24,000
12 委託料	3,700	建設工事関連委託料	3,700 クリーニングセンター整備事業費 3,700

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
4 衛生費	4,677,657	46,210	4,723,867		
1 保健衛生費	2,260,969	42,510	2,303,479	0	42,510
4 墓地費	31,243	42,510	73,753		42,510
2 清掃費	1,989,370	3,700	1,993,070	0	3,700
2 塵芥処理費	1,576,376	3,700	1,580,076	0	3,700

(単位：千円)			
款 項	補 正 額		明 記
	区 分	金 額	
18 負担金、補助及び交付金		4,540	多様な農業人材支援事業補助金 4,540 農業施設整備補助金 4,540 多様な農業人材支援事業補助金 4,540 (施設整備)

款 項	補 正 前 の 額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳	
				特 定 財 源	一 般 財 源
6 農林水産業費	1,030,994	4,540	1,035,534		2,270
1 農業費	957,474	4,540	962,014	2,270	2,270
3 農業振興費	163,479	4,540	168,019	(特定財源内訳) 県支出金 2,270	2,270

節			(単位：千円)	
区 分	金 額	説 明		
14 工事請負費	2,730	工事費	2,730	商工業振興事業費 1,500
18 負担金、補助及び交付金	1,500	ワクワク体験K i d s 王国 i n 丸 亀開催補助金 お月見パル開催補助金 500 事業費	1,000 1,000	商工業振興事業費 1,500 商工業振興事業費 1,500 丸亀うちわミュージアム施設改修 事業費 2,730
12 委託料	4,389	海外向けP R サイト掲載委託料 市制20周年記念見送り坂イルミ ネーション業務委託料 1,089 3,300	1,089 3,300	観光振興事業費 200 観光振興事業費 4,389
18 負担金、補助及び交付金	200	まるがめ地域活性化高校生プラン コンテストプロジェクト補助金 200	200	

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
7 商工費	464,045	8,819	472,864		
1 商工費	464,045	8,819	472,864	0	8,819
2 商工業振興費	264,108	4,230	268,338	0	4,230
3 観光費	122,133	4,589	126,722	0	4,589

(単位：千円)				
区	箇 分		説 明	
	金 額			
12 委託料	23,100	建設工事関連委託料	公園緑地整備費 蓬米海浜公園再整備事業費	23,100
				23,100

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
8 土木費	6,027,729	23,100	6,050,829		
5 都市計画費	3,228,790	23,100	3,251,890	23,100	0
12 公園緑地事業費	461,028	23,100	484,128	(特定財源内訳) 繰入金 23,100	0

(単位：千円)

節		金 額	説 明
区 分			
1 報酬	525	市立学校適正配置等検討委員会委員報酬	事務局管理費 648
8 旅費	111	費用弁償	525
10 需用費	12	食糧費	111
14 工事請負費	778,000	工事費	12
			778,000 小学校建設費（公共事業）
			778,000 城東小学校校舎等改築事業費
12 委託料	36,630	長寿命化計画改訂業務委託料	美術館施設整備費 36,630
		建設工事関連委託料	1,650
			34,980
12 委託料	3,500	施設案内サイン等作製業務委託料	まち並保存推進費 3,500
			1,200
		選定40周年記念事業開催業務委託料	
		託料	1,300
		笠島まち並PR動画作成委託料	
			1,000
10 需用費	7,500	修繕料	7,500 新市民会館建設事業費 7,500

款 項 目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	23,763,874	826,278	24,590,152		
1 教育総務費	1,220,202	648	1,220,850	0	648
2 事務局費	195,509	648	196,157		648
2 小学校費	6,309,098	778,000	7,087,098	778,000	0
3 学校建設費	5,602,832	778,000	6,380,832	778,000	0
				(特定財源内訳)	
				繰入金	
				778,000	
5 社会教育費	10,745,153	47,630	10,792,783	25,500	22,130
9 美術館費	294,235	36,630	330,865	22,000	14,630
				(特定財源内訳)	
				地方債	
				22,000	
12 史跡等整備費	1,075,133	3,500	1,078,633	3,500	0
				(特定財源内訳)	
				県支出金	
				3,500	
14 市民会館費	8,059,915	7,500	8,067,415	0	7,500
歳 出 合 計	77,100,000	1,361,611	78,461,611	1,012,401	349,210

議案第 60 号

丸亀市市税条例の一部改正について
丸亀市市税条例の一部を次のとおり改正したい。
令和 7 年 6 月 5 日提出

丸亀市市税条例の一部を改正する条例

丸亀市市税条例(平成 17 年条例第 77 号)の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後	改正前
第 1 章 総則 第 2 節 賦課徴収 (公示送達) 第 22 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、<u>公示事項(同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)を地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を丸亀市公告式条例(平成 17 年条例第 3 号)第 2 条第 2 項に規定する揭示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができ</u><u>る状態に置く措置をとることによってするものとする。</u> (納税証明事項) 第 22 条の 3 施行規則第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車について天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。 第 2 章 普通税 第 1 節 市民税	第 1 章 総則 第 2 節 賦課徴収 (公示送達) 第 22 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、<u>丸亀市公告式条例(平成 17 年条例第 3 号)第 2 条第 2 項に掲げる揭示場に掲示して行うものとする。</u> (納税証明事項) 第 22 条の 3 地方税法施行規則(昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「施行規則」という。)第 1 条の 9 第 2 号に規定する事項は、<u>道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)第 59 条第 1 項に規定する検査対象軽自動車又は二輪の小型自動車のうち、天災その他やむを得ない事由により種別割を滞納している場合において、その旨とする。</u> 第 2 章 普通税 第 1 節 市民税

改正後	改正前
(所得控除) 第40条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額、扶養控除額又は特定親族特別控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第43条の2 第28条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)、<u>法第314条の2第4項に規定する扶養控除額若しくは特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第43条の3の2第1項第3号及び第43条の3の3第1項において同じ。))</u>(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係	(所得控除) 第40条の2 所得割の納税義務者が法第314条の2第1項各号のいずれかに掲げる者に該当する場合には、同条第1項及び第3項から第11項までの規定により雑損控除額、医療費控除額、社会保険料控除額、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、障害者控除額、寡婦控除額、ひとり親控除額、勤労学生控除額、配偶者控除額、配偶者特別控除額又は扶養控除額を、前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者については同条第2項、第6項及び第11項の規定により基礎控除額をそれぞれその者の前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額から控除する。 (市民税の申告) 第43条の2 第28条第1項第1号に掲げる者は、3月15日までに、施行規則第5号の4様式(別表)による申告書を市長に提出しなければならない。ただし、法第317条の6第1項又は第4項の規定により給与支払報告書又は公的年金等支払報告書を提出する義務がある者から1月1日現在において給与又は公的年金等の支払を受けている者で前年中において給与所得以外の所得又は公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかったもの(公的年金等に係る所得以外の所得を有しなかった者で社会保険料控除額(令第48条の9の7に規定するものを除く。)、小規模企業共済等掛金控除額、生命保険料控除額、地震保険料控除額、勤労学生控除額、配偶者特別控除額(所得割の納税義務者(前年の合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の法第314条の2第1項第10号の2に規定する自己と生計を一にする配偶者(前年の合計所得金額が95万円以下であるものに限る。))で控除対象配偶者に該当しないものに係るものを除く。)<u>若しくは法第314条の2第4項に規定する扶養控除額の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第40条の6の規定により控除</u>

改正後	改正前
るものを除く。)の控除又はこれらと併せて雑損控除額若しくは医療費控除額の控除、法第313条第8項に規定する純損失の金額の控除、同条第9項に規定する純損失若しくは雑損失の金額の控除若しくは第40条の6の規定により控除すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第29条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～9 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第43条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族又は<u>特定親族</u>の氏名 (4) 略 2～6 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第43条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。))の	すべき金額(以下この条において「寄附金税額控除額」という。)の控除を受けようとするものを除く。以下この条において「給与所得等以外の所得を有しなかった者」という。)及び第29条第2項に規定する者(施行規則第2条の2第1項の表の上欄の(二)に掲げる者を除く。)については、この限りでない。 2～9 略 (個人の市民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書) 第43条の3の2 所得税法第194条第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者(以下この条において「給与所得者」という。)で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき同項に規定する給与等の支払者(以下この条において「給与支払者」という。)から毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該給与支払者を経由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族の氏名 (4) 略 2～6 略 (個人の市民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書) 第43条の3の3 所得税法第203条の6第1項の規定により同項に規定する申告書を提出しなければならない者又は法の施行地において同項に規定する公的年金等(所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。))の

改正後	改正前
支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第57条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)<u>又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)</u>若しくは特定親族(退職手当等に係る所得を有する者であって、合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の年の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) <u>扶養親族又は特定親族</u>の氏名 (4) 略 2～5 略 附 則 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 略 (加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例) 第16条の2の2 令和8年4月1日以後に第86条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等(次項において「売渡し等」という。))が行われた加熱式たばこ(第86条第1号オに掲げる加熱式たばこをいい、第87条の2の規定により製造たばこをみな	支払を受ける者であって、特定配偶者(所得割の納税義務者(合計所得金額が900万円以下であるものに限る。))の自己と生計を一にする配偶者(退職手当等(第57条の2に規定する退職手当等に限る。以下この項において同じ。))に係る所得を有する者であって、合計所得金額が95万円以下であるものに限る。)をいう。第2号において同じ。)<u>又は扶養親族(年齢16歳未満の者又は控除対象扶養親族であって退職手当等に係る所得を有する者に限る。)</u>を有する者(以下この条において「公的年金等受給者」という。))で市内に住所を有するものは、当該申告書の提出の際に經由すべき所得税法第203条の6第1項に規定する公的年金等の支払者(以下この条において「公的年金等支払者」という。))から毎年最初に公的年金等の支払を受ける日の前日までに、施行規則で定めるところに、次に掲げる事項を記載した申告書を、当該公的年金等支払者を經由して、市長に提出しなければならない。 (1)・(2) 略 (3) 扶養親族の氏名 (4) 略 2～5 略 附 則 (軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 略

改正後	改正前
されるものを含む。以下この条において同じ。)に係る第88条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項の規定にかかわらず、当分の間、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により換算した紙巻たばこ(第86条第1号アに掲げる紙巻たばこをいう。以下この項及び次項において同じ。)の本数によるものとする。 (1) 葉たばこ(たばこ事業法第2条第2号に規定する葉たばこをいう。)を原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ(当該葉たばこを原料の全部又は一部としたものを施行規則第8条の4の2に規定するところにより直接加熱することによって喫煙の用に供されるものに限る。) 当該加熱式たばこの重量(フィルターその他の施行規則第8条の4の3に規定するものに係る部分の重量を除く。以下この項から第3項までにおいて同じ。)の0.35グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの1本当たりの重量が0.35グラム未満である場合には、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本に換算する方法 (2) 前号に掲げるもの以外の加熱式たばこ 当該加熱式たばこの重量の0.2グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法。ただし、当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満である場合には、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本に換算する方法 2 前項の規定により加熱式たばこのうち同項第1号ただし書の規定の適用を受けるもの及び同項第2号ただし書の規定の適用を受けるもの以外のものの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等が行われた加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を同項各号に掲げる区分ごとに合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。 3 前項の計算に関し、同項の加熱式たばこの品目ごとの1個当たり	

改正後	改正前
の重量に0.1グラム未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。 4 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第87条の2の規定により製造たばことみなされるものに限る。)のうち、次に掲げるものについては、同号ただし書の規定は、適用しない。 (1) 第1項第1号に掲げる加熱式たばこと併せて喫煙の用に供されるもの (2) 第1項第2号に掲げる加熱式たばこ(第87条の2の規定により製造たばことみなされるものを除く。)と併せて喫煙の用に供される加熱式たばこ(同条の規定により製造たばことみなされるものに限る。)であって当該加熱式たばこのみの品目のもの	

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和8年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日

(2) 第22条及び第22条の3の改正規定並びに次条の規定 地方税法等の一部を改正する法律(令和5年法律第1号)附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日

(公示送達に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の丸亀市市税条例(以下「新条例」という。)第22条の規定は、前条第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

第3条 新条例第40条の2及び第43条の2第1項ただし書の規定は、令和8年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和7年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 令和8年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第43条の2第1項の規定の適用については、同項ただし書中「特定親族特別控除額(特定親族(同条第1項第12号に規定する特定親族をいう。第43条の3の2第1項第3号及び第43条の3の3第1項において同じ。)(前年の合計所得金額が85万円以下であるものに限る。))に係るものを除く。)」とあるのは、「特定親族特別控除額」とする。

3 新条例第43条の3の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき新条例第43条の2第1項ただし書に規定する給与について提出する新条例第43条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべきこの条例による改正前の丸亀市市税条例(以下「旧条例」という。)第43条の2第1項ただし書に規定する給与について提出した旧条例第43条の3の2第1項及び第3項の規定による申告書については、なお従前の例による。

4 新条例第43条の3の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。))について提出する新条例第43条の3の3第1項の規定による申告書について適用し、施行日前に支払を受けるべき公的年金等について提出した旧条例第43条の3の3第1項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(市たばこ税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった加熱式たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する加熱式たばこをいう。次項において同じ。)に係る市たばこ税については、なお従前の例による。

2 令和8年4月1日から同年9月30日までの間に、丸亀市市税条例第86条の2第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等が行われた加熱式たばこに係る同条例第88条第1項の製造たばこの本数は、同条第3項及び新条例附則第16条の2の2の規定にかかわらず、次に掲げる製造たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 丸亀市市税条例第88条第3項の規定により換算した紙巻たばこ(新条例附則第16条の2の2第1項に規定する紙巻たばこをいう。次項において同じ。)の本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

(2) 新条例附則第16条の2の2の規定により換算した紙巻たばこの本数に0.5を乗じて計算した製造たばこの本数

3 前項各号に掲げる製造たばこの本数に1本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。

議案第 61 号

丸亀市コミュニティセンター条例の一部改正について

丸亀市コミュニティセンター条例の一部を次のとおり改正したい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

丸亀市コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

丸亀市コミュニティセンター条例(平成 17 年条例第 129 号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

丸亀市長 松 永 恭 二

改正後										改正前									
別表(第5条関係)										別表(第5条関係)									
センタ 一名	室名	午前 9時～1 2時	午後 1時～5 時	夜間 午後6 時～午 後9時 30分	昼間 午前9 時～午 後5時	昼夜間 午後1 時～午 後9時 30分	全日 午前9 時～午 後9時 30分			センタ 一名	室名	午前 9時～1 2時	午後 1時～5 時	夜間 午後6 時～午 後9時 30分	昼間 午前9 時～午 後5時	昼夜間 午後1 時～午 後9時 30分	全日 午前9 時～午 後9時 30分		
略																			
丸亀市 飯山北 コミュニ ティセ ンター 一	多目的 室	2, 100	2, 500	2, 500	4, 600	5, 000	7, 100			丸亀市 飯山北 コミュニ ティセ ンター 一	多目的 ホール	4, 000	4, 800	4, 800	8, 800	9, 600	13, 600		
	軽運動 室	1, 500	1, 700	1, 700	3, 200	3, 400	4, 900				会議室 (大)	1, 000	1, 200	1, 200	2, 200	2, 400	3, 400		
	小会議 室	600	800	800	1, 400	1, 600	2, 200				会議室 (小)	500	600	600	1, 100	1, 200	1, 700		
	講座室	900	1, 000	1, 000	1, 900	2, 000	2, 900				研修室 1	1, 000	1, 200	1, 200	2, 200	2, 400	3, 400		
	調理実 習室	2, 400	2, 800	2, 800	5, 200	5, 600	8, 000				研修室 2	1, 300	1, 600	1, 600	2, 900	3, 200	4, 500		
	和室	500	600	600	1, 100	1, 200	1, 700				研修室 3	1, 300	1, 600	1, 600	2, 900	3, 200	4, 500		
	和室 (大)																		
	和室 (小)	200	300	300	500	600	800												

附 則

この条例は、令和 7 年 8 月 5 日から施行する。

議案第 62 号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事）

丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事に關し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事
- 2 契約金額 金 347,600,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 31,600,000 円
- 3 変更契約金額 金 358,538,400 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 32,594,400 円
- 4 契約金額の増減額 金 10,938,400 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 994,400 円
- 5 契約の相手方 丸亀市飯山町西坂元 853 番地 3
株式会社 郡家工務店
代表取締役 郡家 孝誠

参 照 工事請負変更仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 変 更 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市飯山町川原 地内
- 3 変更後の工期 着手 令和 6 年 6 月 21 日から
完成 令和 7 年 6 月 30 日まで
- 4 契約金額の増減額 ¥10,938,400- (増額)
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥994,400-
- 5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金
丸亀市契約規則(平成 17 年規則第 48 号)第 34 条ただし書の規定により増額しない
- 6 変更に係る設計書、仕様書、図面等
別冊設計書の通り
- 7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成 12 年法律第 104 号)に規定する対象
建設工事の該当の有無
☒ 該当する 分別解体等の方法等 ☒ 変更あり(別紙のとおり)
☐ 変更なし
☐ 該当しない
- 8 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり
- 9 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和 6 年 6 月 21 日付で締結した契約を変更する令和 7 年 4 月 18 日付の変更契約について、当該変更契約の内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を令和 6 年 6 月 21 日付で締結した契約書及び令和 7 年 4 月 18 日付で締結した変更契約書とともに保有する。

令和 7 年 5 月 1 日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受 注 者 住 所 丸亀市飯山町西坂元 853 番地 3
氏 名 株式会社 郡家工務店
代表取締役 郡家 孝誠

印

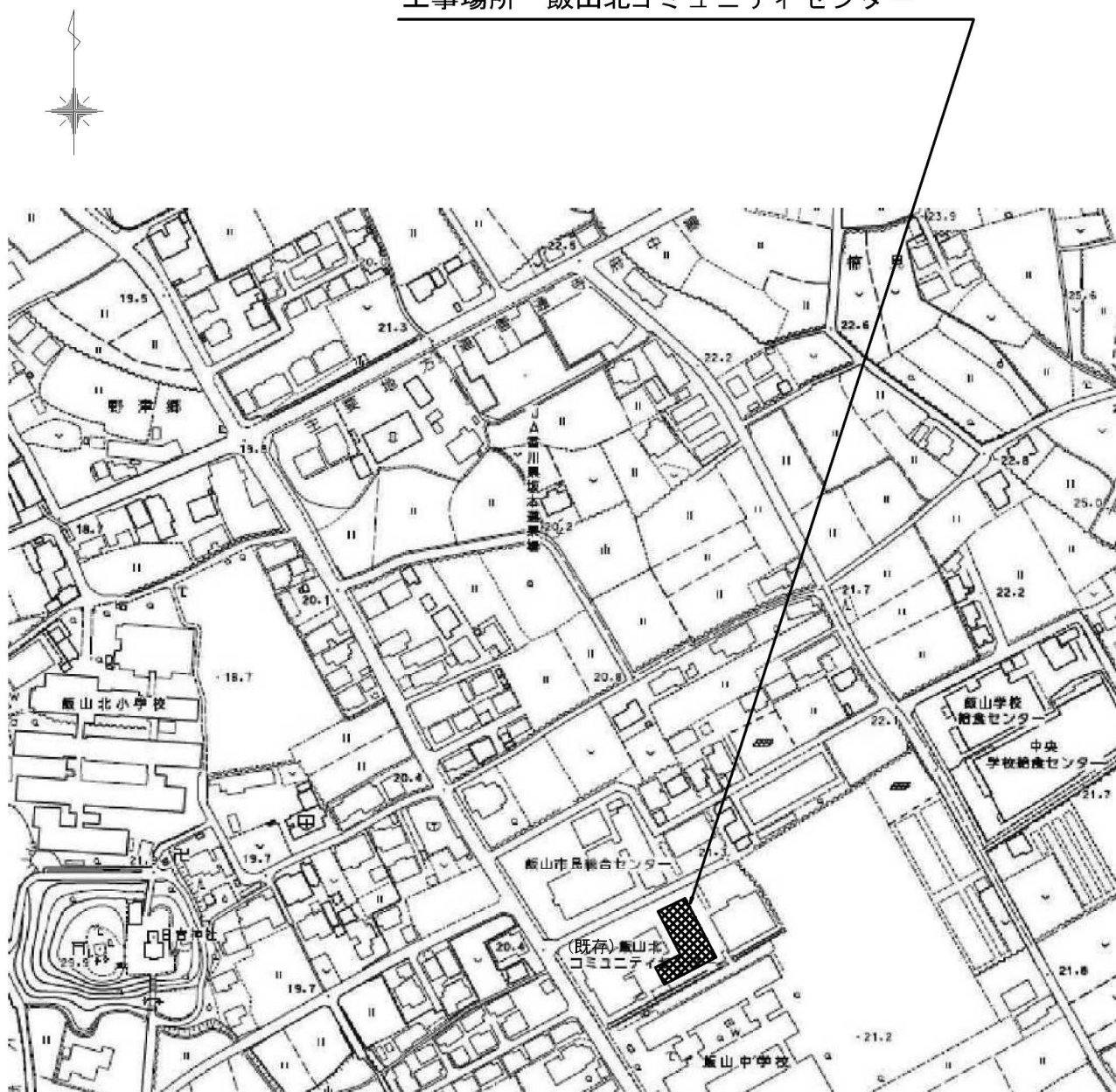
備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令(平成 14 年国土交通省令第 17 号)第 4 条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工 事 概 要 書

契約の目的 (工事名称)	丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事（変更）
工 事 概 要	構造・規模 鉄骨造平屋建て 建築面積 1,004.08 m² 延床面積 996.34 m² 主要諸室 多目的室、軽運動室、講座室、調理実習室、交流スペース、和室、多機能便所、男子・女子便所 ・屋外整備工事 ・地中埋設物撤去処分（追加） 上記工事に係る建築工事一式

丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事 (変更)

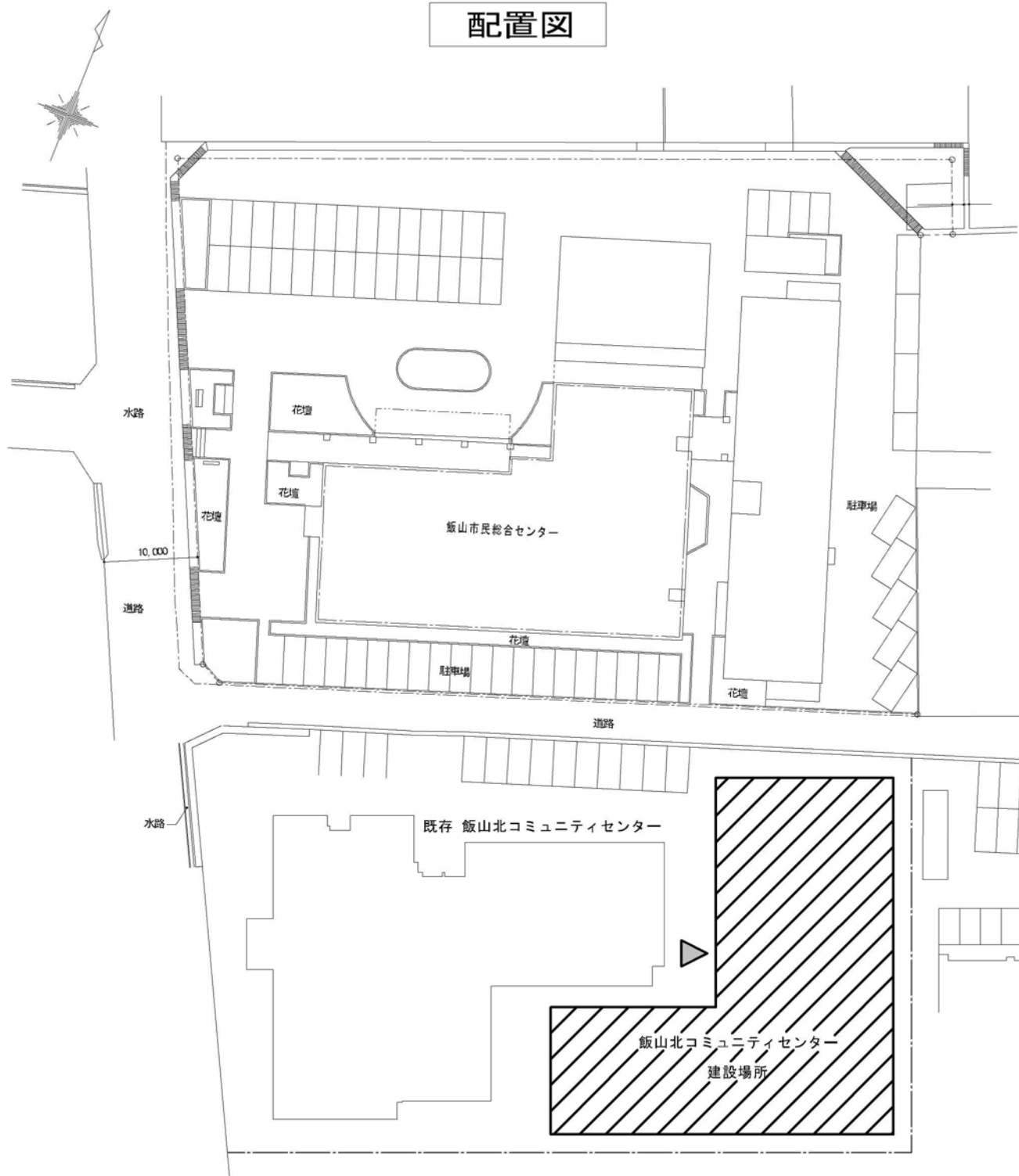
工事場所 飯山北コミュニティセンター



付近見取図

丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事 (変更)

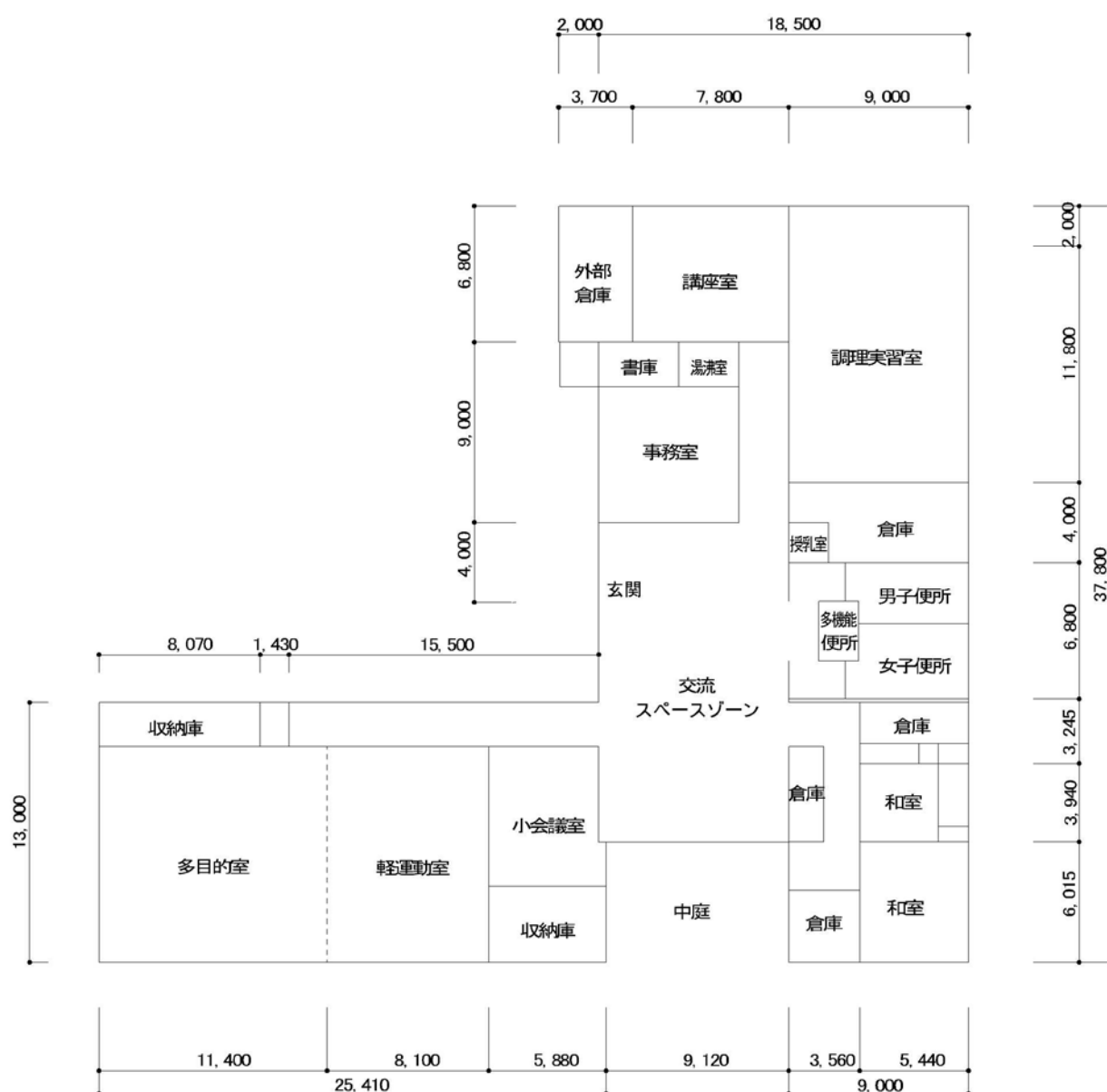
配置図



丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事 (変更)

1階平面図

単位：ミリメートル



議案第 63 号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う電気設備工事）

丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う電気設備工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う電気設備工事
- 2 契約金額 金 980, 100, 000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 89, 100, 000 円
- 3 変更契約金額 金 1, 291, 950, 000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 117, 450, 000 円
- 4 契約金額の増減額 金 311, 850, 000 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 28, 350, 000 円
- 5 契約の相手方 香川県高松市本町 7 番 17 号
日本電設・中央・吉本特定建設工事共同企業体
代表者 日本電設工業(株)四国支店
執行役員支店長 島村 幸典
構成員 丸亀市土器町北一丁目 44 番地
中央電業株式会社
代表取締役 和泉 清憲
構成員 丸亀市飯山町東小川 1514 番地 1
株式会社吉本電気商会
代表取締役 吉本 純孝

参 照 工事請負仮変更契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 変 更 契 約 書 (写)

1 工 事 名 丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う電気設備工事

2 工 事 場 所 丸亀市大手町二丁目 地内

3 変更後の工期 着手 令和 5年 3月 24日から
完成 令和 8年 2月 27日まで

4 契約金額の増減額 ￥311,850,000-（増額）

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥28,350,000-

変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成 21 年告示第 16 号）第 57 条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

(1) 支払限度額	令和 4 年度	金 0 円	令和 6 年度	金 396,900,000 円
	令和 5 年度	金 44,100,000 円	令和 7 年度	金 850,950,000 円
(2) 出来高予定額	令和 4 年度	金 0 円	令和 6 年度	金 441,045,000 円
	令和 5 年度	金 49,005,000 円	令和 7 年度	金 801,900,000 円

5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金 ￥31,185,000-（増額）

6 変更に係る設計書、仕様書、図面等 別冊設計書の通り

7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に規定する対象
建設工事の該当の有無

☒ 該当する 分別解体等の方法等 ☐ 変更あり（別紙のとおり）

☒ 変更なし

☐ 該当しない

8 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり

9 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和 5 年 3 月 24 日に締結した契約について、契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書 4 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を令和 5 年 3 月 24 日付で締結した契約書とともに保有する。

令和 7 年 5 月 1 日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号
丸亀市

代表者 市長 松永 恭二 印

受 注 者 高松市本町 7 番 17 号

日本電設・中央・吉本特定建設工事共同企業体

代表者 高松市本町 7 番 17 号
日本電設工業株式会社 四国支店
執行役員支店長 島村 幸典 印

構成員 丸亀市土器町北一丁目 44 番地
中央電業株式会社
代表取締役 和泉 清憲 印

構成員 丸亀市飯山町東小川 1514 番地 1
株式会社吉本電気商会
代表取締役 吉本 純孝 印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）第 4 条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

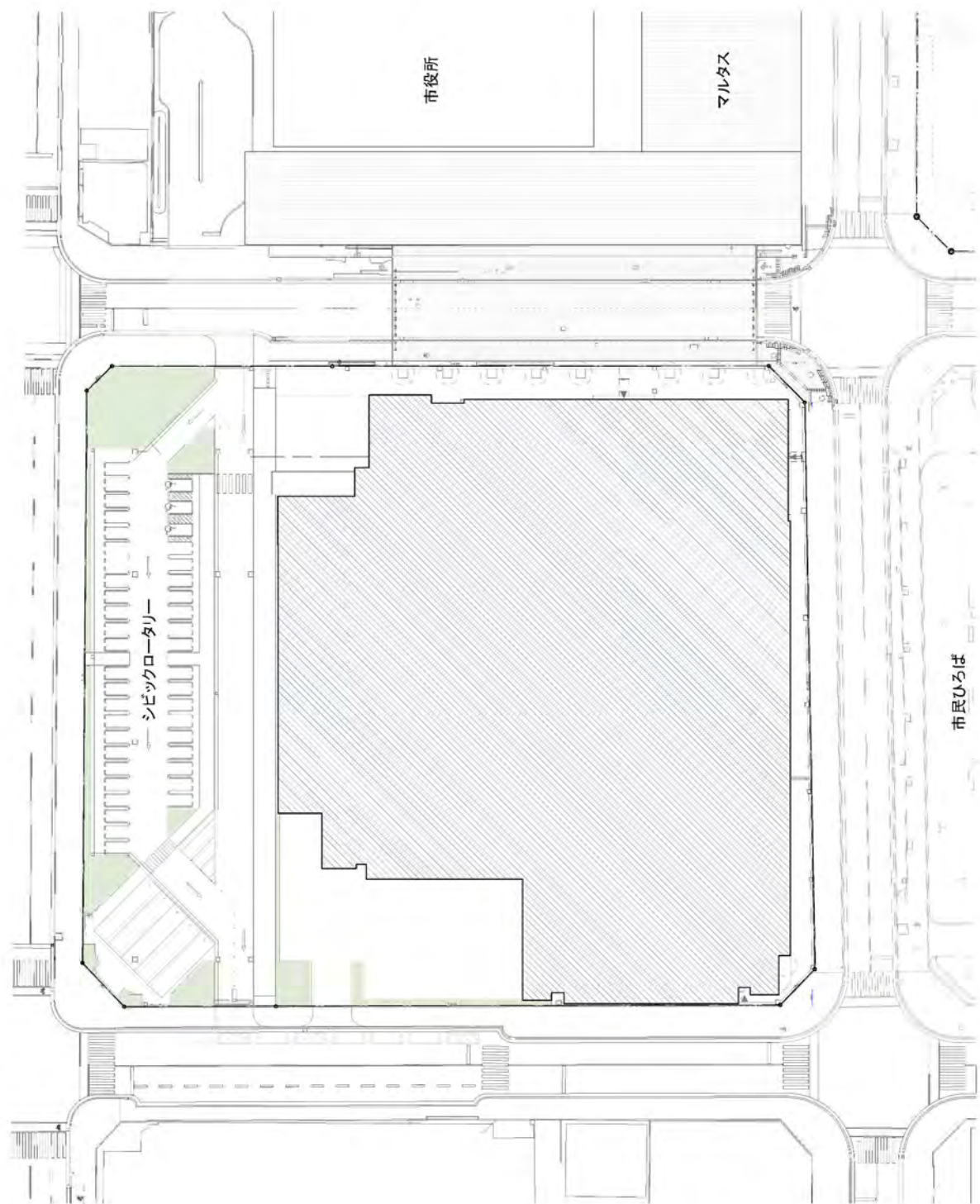
工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う電気設備工事（変更）												
工 事 概 要	【敷地面積】 11,425.40㎡ 【構造、規模】 建築面積 6,808.55㎡ 延べ床面積 12,599.82㎡ 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上4階建て 【各階別主要用途】 <table border="0"> <tr> <td>地下</td> <td>客席収納庫、受水槽室、消火ポンプ室</td> </tr> <tr> <td>1階</td> <td>ロビー、大・小ホール、ホワイエ、スタジオ 練習室、講座室、楽屋、事務室他</td> </tr> <tr> <td>2階</td> <td>大・小ホール、ホワイエ、児童館、機械室他</td> </tr> <tr> <td>3階</td> <td>大ホール、ホワイエ、大広間、講座室、 ボランティア室、フォロースポット室他</td> </tr> <tr> <td>4階</td> <td>大ホール、ホワイエ、排煙機械室他</td> </tr> <tr> <td>屋上</td> <td>排煙機械室、フォロースポット室他</td> </tr> </table> (受変電、非常用自家発電、太陽光発電、幹線、動力、電灯コンセント 構内交換機、情報通信、拡声、テレビ、時計、呼出、監視カメラ 電気錠、機械警備、情報表示、難聴者集団補聴、自動火災、避雷) 上記に係る電気設備工事一式	地下	客席収納庫、受水槽室、消火ポンプ室	1階	ロビー、大・小ホール、ホワイエ、スタジオ 練習室、講座室、楽屋、事務室他	2階	大・小ホール、ホワイエ、児童館、機械室他	3階	大ホール、ホワイエ、大広間、講座室、 ボランティア室、フォロースポット室他	4階	大ホール、ホワイエ、排煙機械室他	屋上	排煙機械室、フォロースポット室他
地下	客席収納庫、受水槽室、消火ポンプ室												
1階	ロビー、大・小ホール、ホワイエ、スタジオ 練習室、講座室、楽屋、事務室他												
2階	大・小ホール、ホワイエ、児童館、機械室他												
3階	大ホール、ホワイエ、大広間、講座室、 ボランティア室、フォロースポット室他												
4階	大ホール、ホワイエ、排煙機械室他												
屋上	排煙機械室、フォロースポット室他												

丸亀市(仮称)みんなの劇場新築工事(変更)

付近見取図

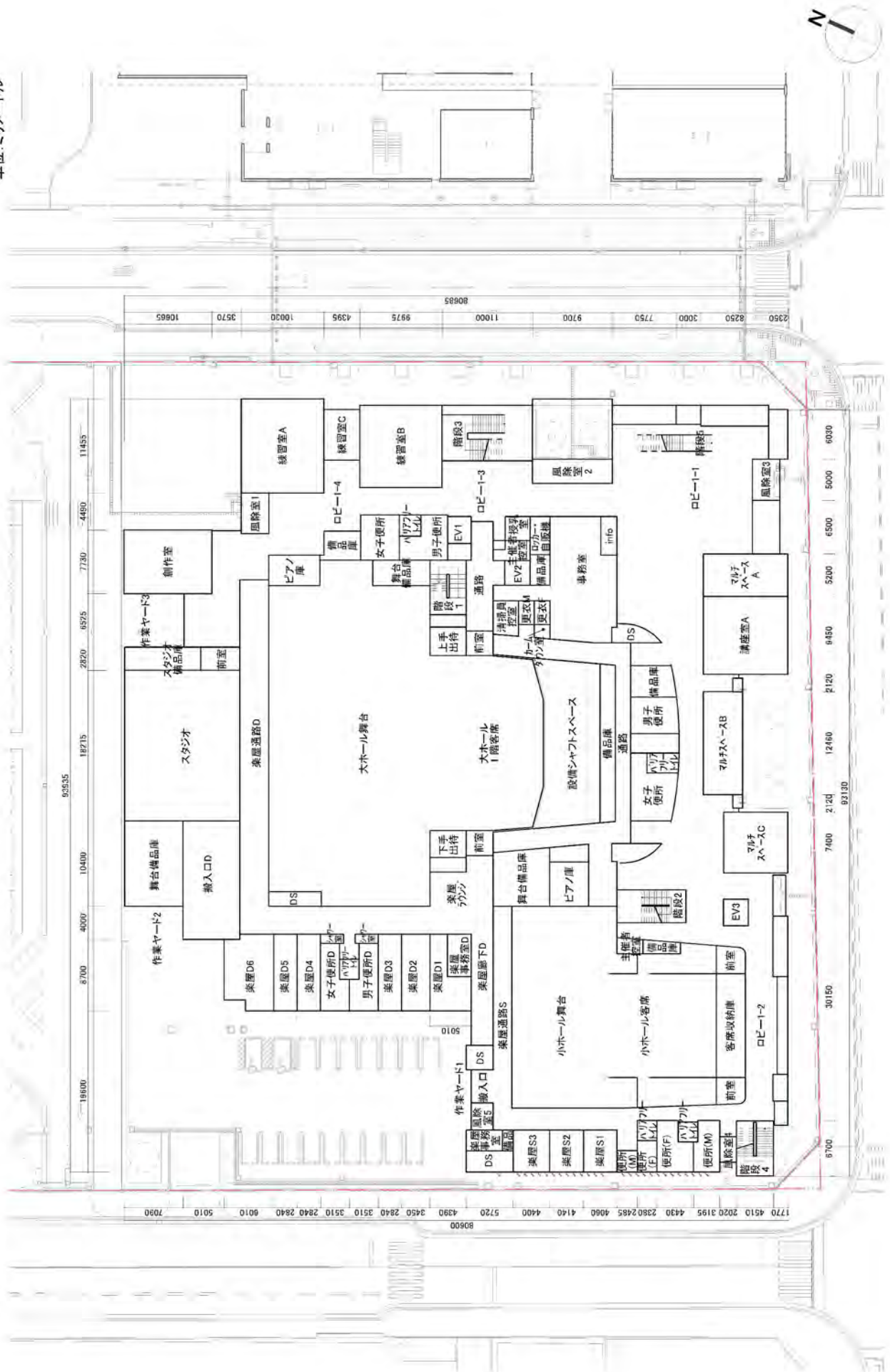




丸亀市(仮称)みんなの劇場新築工事 (変更)

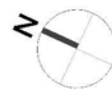
1階平面図

単位:ミリメートル



2階平面図

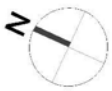
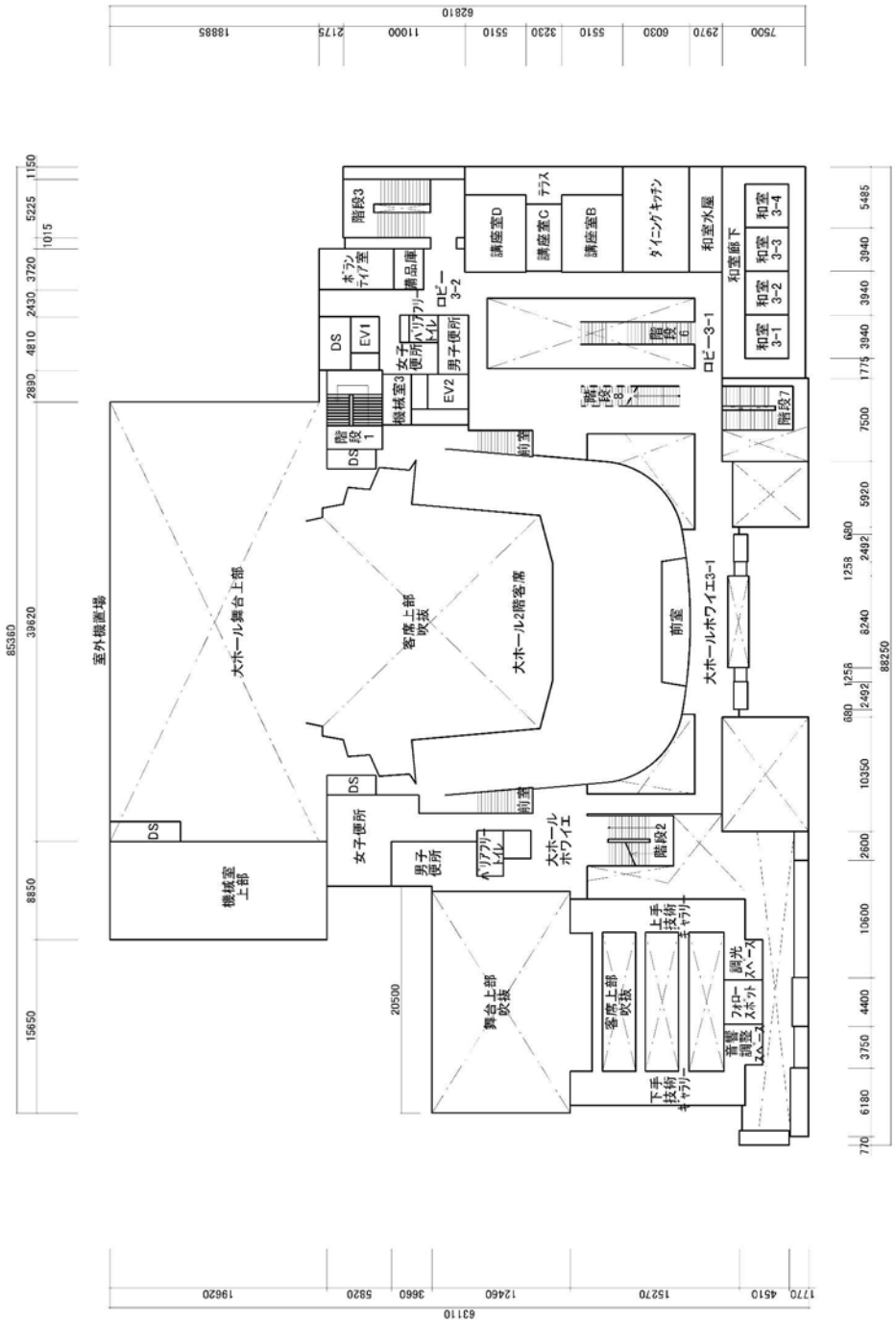
単位: ミリメートル



丸亀市(仮称)みんなの劇場新築工事 (変更)

3階平面図

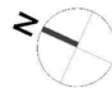
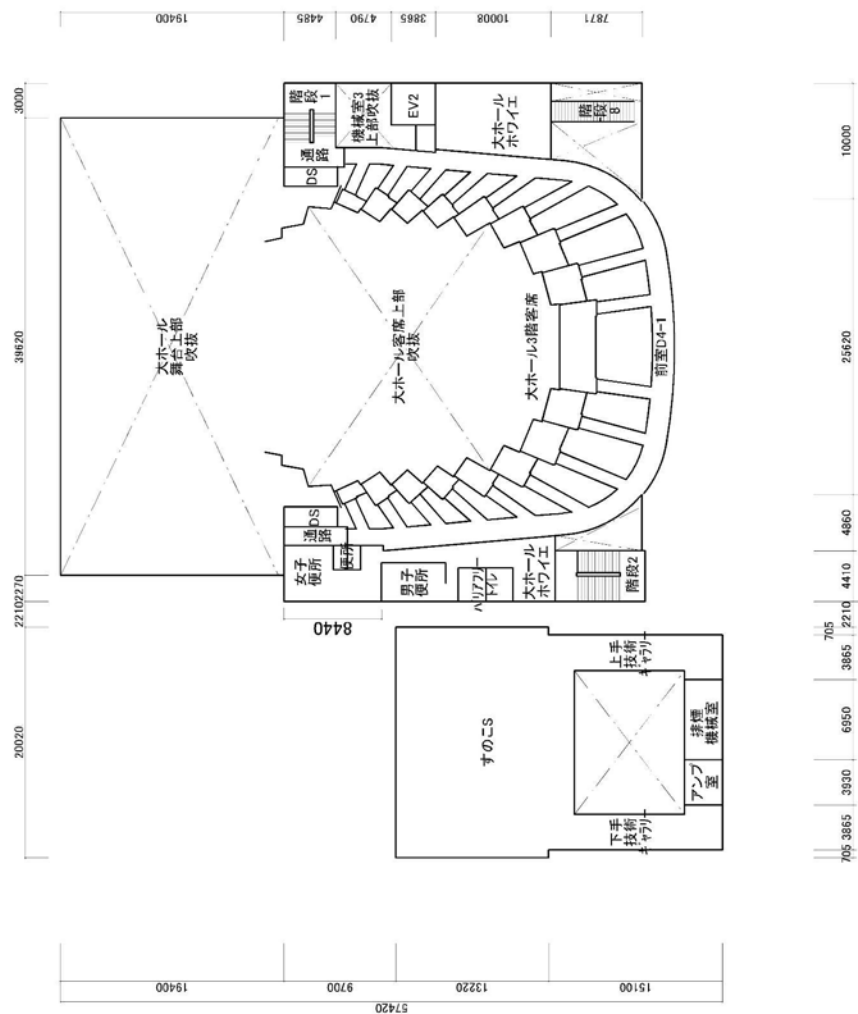
単位:ミリメートル



丸亀市(仮称)みんなの劇場新築工事(変更)

4階平面図

単位:ミリメートル



議案第 64 号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う空調設備工事）

丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う空調設備工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う空調設備工事
- 2 契約金額 金 1,122,000,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 102,000,000 円
- 3 変更契約金額 金 1,258,180,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 114,380,000 円
- 4 契約金額の増減額 金 136,180,000 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 12,380,000 円
- 5 契約の相手方 丸亀市土居町二丁目 2 番 5 号
川崎・梶原・山野特定建設工事共同企業体
代表者 川崎設備工業(株)四国営業所
所長 大川 浩二
構成員 丸亀市大手町三丁目 12 番 1-109 号
梶原工業株式会社
代表取締役 植田 敏弘
構成員 丸亀市田村町 1132 番地
山野設備工業株式会社
代表取締役 山野 元春

参 照 工事請負仮変更契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 変 更 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う空調設備工事
2 工 事 場 所 丸亀市大手町二丁目 地内
3 変 更 後 の 工 期 着手 令和 5 年 3 月 24 日から
完成 令和 8 年 2 月 27 日まで
4 契約金額の増減額 ￥136,180,000-（増額）

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥12,380,000-

変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成 21 年告示第 16 号）第 57 条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

- | | | | | |
|------------|---------|----------------|---------|-----------------|
| (1) 支払限度額 | 令和 4 年度 | 金 0 円 | 令和 6 年度 | 金 454,400,000 円 |
| | 令和 5 年度 | 金 50,400,000 円 | 令和 7 年度 | 金 753,380,000 円 |
| (2) 出来高予定額 | 令和 4 年度 | 金 0 円 | 令和 6 年度 | 金 504,900,000 円 |
| | 令和 5 年度 | 金 56,100,000 円 | 令和 7 年度 | 金 697,180,000 円 |

- 5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金 ￥13,618,000-（増額）
6 変更に係る設計書、仕様書、図面等 別冊設計書の通り
7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に規定する対象
建設工事の該当の有無

☒ 該当する 分別解体等の方法等 ☐ 変更あり（別紙のとおり）
☒ 変更なし

☐ 該当しない

- 8 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり
9 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和 5 年 3 月 24 日に締結した契約について、契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書 4 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を令和 5 年 3 月 24 日付で締結した契約書とともに保有する。

令和 7 年 5 月 1 日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号
丸亀市

代表者 市長 松永 恭二 印

受 注 者 丸亀市土居町二丁目 2 番 5 号

川崎・梶原・山野特定建設工事共同企業体

代表者 丸亀市土居町二丁目 2 番 5 号
川崎設備工業株式会社 四国営業所
所長 大川 浩二 印

構成員 丸亀市大手町三丁目 12 番 1-109 号
梶原工業株式会社
代表取締役 植田 敏弘 印

構成員 丸亀市田村町 1132 番地
山野設備工業株式会社
代表取締役 山野 元春 印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）第 4 条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う空調設備工事（変更）
工 事 概 要	【敷地面積】 11,425.40㎡ 【構造、規模】 建築面積 6,808.55㎡ 延べ床面積 12,599.82㎡ 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上4階建て 【各階別主要用途】 地下 客席収納庫、受水槽室、消火ポンプ室 1階 ロビー、大・小ホール、ホワイエ、スタジオ 練習室、講座室、楽屋、事務室他 2階 大・小ホール、ホワイエ、児童館、機械室他 3階 大ホール、ホワイエ、大広間、講座室、 ボランティア室、フオロースポット室他 4階 大ホール、ホワイエ、排煙機械室他 屋上 排煙機械室、フオロースポット室他 (空気調和、換気、排煙、自動制御) 上記に係る空調設備工事一式

議案第 65 号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台
機構設備工事）

丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台機構設備工事に関し、次のとおり請負変更契約
を締結いたしたい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台機構設備工事
- 2 契約金額 金 702,900,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 63,900,000 円
- 3 変更契約金額 金 721,270,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 65,570,000 円
- 4 契約金額の増減額 金 18,370,000 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,670,000 円
- 5 契約の相手方 東京都台東区花川戸二丁目 11 番 2 号
森平舞台機構株式会社
代表取締役 森 健輔

参 照 工事請負仮変更契約書（写）別紙のとおり

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台機構設備工事（変更）												
工 事 概 要	【敷地面積】 11,425.40㎡ 【構造、規模】 建築面積 6,808.55㎡ 延べ床面積 12,599.82㎡ 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上4階建て 【各階別主要用途】 <table border="0"> <tr> <td>地下</td><td>客席収納庫、受水槽室、消火ポンプ室</td></tr> <tr> <td>1階</td><td>ロビー、大・小ホール、ホワイエ、スタジオ 練習室、講座室、楽屋、事務室他</td></tr> <tr> <td>2階</td><td>大・小ホール、ホワイエ、児童館、機械室他</td></tr> <tr> <td>3階</td><td>大ホール、ホワイエ、大広間、講座室、 ボランティア室、フォロースポット室他</td></tr> <tr> <td>4階</td><td>大ホール、ホワイエ、排煙機械室他</td></tr> <tr> <td>屋上</td><td>排煙機械室、フォロースポット室他</td></tr> </table> 大ホール（吊物機構、床機構） 小ホール（吊物機構、床機構、固定ブリッジ落下対策、 客席回転側壁） 上記に係る舞台機構設備工事一式	地下	客席収納庫、受水槽室、消火ポンプ室	1階	ロビー、大・小ホール、ホワイエ、スタジオ 練習室、講座室、楽屋、事務室他	2階	大・小ホール、ホワイエ、児童館、機械室他	3階	大ホール、ホワイエ、大広間、講座室、 ボランティア室、フォロースポット室他	4階	大ホール、ホワイエ、排煙機械室他	屋上	排煙機械室、フォロースポット室他
地下	客席収納庫、受水槽室、消火ポンプ室												
1階	ロビー、大・小ホール、ホワイエ、スタジオ 練習室、講座室、楽屋、事務室他												
2階	大・小ホール、ホワイエ、児童館、機械室他												
3階	大ホール、ホワイエ、大広間、講座室、 ボランティア室、フォロースポット室他												
4階	大ホール、ホワイエ、排煙機械室他												
屋上	排煙機械室、フォロースポット室他												

議案第 66 号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台音響設備工事）

丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台音響設備工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台音響設備工事
- 2 契約金額 金 459, 448, 000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 41, 768, 000 円
- 3 変更契約金額 金 557, 590, 000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 50, 690, 000 円
- 4 契約金額の増減額 金 98, 142, 000 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 8, 922, 000 円
- 5 契約の相手方 大阪府大阪市淀川区西中島四丁目 7 番 18 号
ヤマハサウンドシステム株式会社 大阪営業所
所長 岸本 一史

参 照 工事請負仮変更契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 変 更 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台音響設備工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市大手町二丁目 地内
- 3 変 更 後 の 工 期 着手 令和 5 年 6 月 23 日から
完成 令和 8 年 2 月 27 日まで
- 4 契約金額の増減額 ￥98,142,000-（増額）

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥8,922,000-

変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成 21 年告示第 16 号）第 57 条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

- (1) 支払限度額 令和 5 年度 金 20,60,000 円
令和 6 年度 金 186,000,000 円
令和 7 年度 金 350,990,000 円
- (2) 出来高予定額 令和 5 年度 金 22,972,400 円
令和 6 年度 金 206,751,600 円
令和 7 年度 金 327,866,000 円

- 5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金 ￥9,814,200-（増額）
- 6 変更に係る設計書、仕様書、図面等 別冊設計書の通り
- 7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に規定する対象
建設工事の該当の有無

☒ 該当する 分別解体等の方法等 ☐ 変更あり（別紙のとおり）

☒ 変更なし

☐ 該当しない

- 8 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり
- 9 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和 5 年 6 月 23 日に締結した契約について、契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を令和 5 年 6 月 23 日付で締結した契約書とともに保有する。

令和 7 年 5 月 1 日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

丸亀市

代表者 市長 松永 恭二

印

受 注 者 大阪府大阪市淀川区西中島四丁目 7 番 18 号

ヤマハサウンドシステム株式会社 大阪営業所

所長 岸本 一史

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）第 4 条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台音響設備工事（変更）												
工 事 概 要	【敷地面積】 11,425.40㎡ 【構造、規模】 建築面積 6,808.55㎡ 延べ床面積 12,599.82㎡ 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上4階建て 【各階別主要用途】 <table border="0"> <tr> <td>地下</td><td>客席収納庫、受水槽室、消火ポンプ室</td></tr> <tr> <td>1階</td><td>ロビー、大・小ホール、ホワイエ、スタジオ 練習室、講座室、楽屋、事務室他</td></tr> <tr> <td>2階</td><td>大・小ホール、ホワイエ、児童館、機械室他</td></tr> <tr> <td>3階</td><td>大ホール、ホワイエ、大広間、講座室、 ボランティア室、フォロースポット室他</td></tr> <tr> <td>4階</td><td>大ホール、ホワイエ、排煙機械室他</td></tr> <tr> <td>屋上</td><td>排煙機械室、フォロースポット室他</td></tr> </table> 大ホール（音響、舞台連絡、ITV、映像、舞台音響） 小ホール（音響、舞台連絡、ITV、映像、舞台音響） スタジオ（音響、舞台音響） 上記に係る舞台音響設備工事一式	地下	客席収納庫、受水槽室、消火ポンプ室	1階	ロビー、大・小ホール、ホワイエ、スタジオ 練習室、講座室、楽屋、事務室他	2階	大・小ホール、ホワイエ、児童館、機械室他	3階	大ホール、ホワイエ、大広間、講座室、 ボランティア室、フォロースポット室他	4階	大ホール、ホワイエ、排煙機械室他	屋上	排煙機械室、フォロースポット室他
地下	客席収納庫、受水槽室、消火ポンプ室												
1階	ロビー、大・小ホール、ホワイエ、スタジオ 練習室、講座室、楽屋、事務室他												
2階	大・小ホール、ホワイエ、児童館、機械室他												
3階	大ホール、ホワイエ、大広間、講座室、 ボランティア室、フォロースポット室他												
4階	大ホール、ホワイエ、排煙機械室他												
屋上	排煙機械室、フォロースポット室他												

議案第 67 号

工事請負変更契約の締結について（丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台照明設備工事）

丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台照明設備工事に関し、次のとおり請負変更契約を締結いたしたい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台照明設備工事
- 2 契約金額 金 620,950,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 56,450,000 円
- 3 変更契約金額 金 665,390,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 60,490,000 円
- 4 契約金額の増減額 金 44,440,000 円 増額
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 4,040,000 円
- 5 契約の相手方 大阪府大阪市北区天満二丁目 12 番 16 号
松村・四建建設共同企業体
代表者 株式会社松村電機製作所 関西支店
支店長 富山 博司
構成員 丸亀市川西町北 861 番地
株式会社四建プラント
代表取締役 土屋 裕美

参 照 工事請負仮変更契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 変 更 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台照明設備工事
2 工 事 場 所 丸亀市大手町二丁目 地内
3 変 更 後 の 工 期 着手 令和 5 年 3 月 24 日から
完成 令和 8 年 2 月 27 日まで
4 契約金額の増減額 ￥44,440,000-（増額）

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥4,040,000-

変更後の丸亀市建設工事請負契約約款（平成 21 年告示第 16 号）第 57 条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づく、各会計年度における請負代金の支払限度額並びに支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額

- | | | |
|------------|------------------------|-------------------------|
| (1) 支払限度額 | 令和 4 年度 金 0 円 | 令和 6 年度 金 251,400,000 円 |
| | 令和 5 年度 金 27,900,000 円 | 令和 7 年度 金 386,090,000 円 |
| (2) 出来高予定額 | 令和 4 年度 金 0 円 | 令和 6 年度 金 279,427,500 円 |
| | 令和 5 年度 金 31,047,500 円 | 令和 7 年度 金 354,915,000 円 |

- 5 契約金額の変更増減額に対する契約保証金

丸亀市契約規則（平成 17 年規則第 48 号）第 34 条ただし書の規定により増額しない

- 6 変更に係る設計書、仕様書、図面等 別冊設計書の通り

- 7 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に規定する対象
建設工事の該当の有無

☒ 該当する 分別解体等の方法等 ☐ 変更あり（別紙のとおり）
☒ 変更なし

☐ 該当しない

- 8 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書に定めるとおり

- 9 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

令和 5 年 3 月 24 日に締結した契約について、契約内容の一部を上記のとおり変更する契約を締結し、その証として、本書 3 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を令和 5 年 3 月 24 日付で締結した契約書とともに保有する。

令和 7 年 5 月 1 日

発 注 者 丸亀市大手町二丁目 4 番 21 号

丸亀市

代表者 市長 松永 恭二

印

受 注 者 大阪市北区天満 2-12-16

松村・四建建設共同企業体

代表者 大阪市北区天満 2-12-16

株式会社松村電機製作所 関西支店

支店長 富山 博司

印

構成員 丸亀市川西町北 861 番地

株式会社四建プラント

代表取締役 土屋 裕美

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、該当項目の□に「レ」を記入し、分別解体等の方法等に変更がある場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成 14 年国土交通省令第 17 号）第 4 条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

工 事 概 要 書

契 約 の 目 的 (工事名称)	丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台照明設備工事（変更）
工 事 概 要	【敷地面積】 11,425.40㎡ 【構造、規模】 建築面積 6,808.55㎡ 延べ床面積 12,599.82㎡ 鉄筋コンクリート造 一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄骨造 地上4階建て 【各階別主要用途】 地下 客席収納庫、受水槽室、消火ポンプ室 1階 ロビー、大・小ホール、ホワイエ、スタジオ 練習室、講座室、楽屋、事務室他 2階 大・小ホール、ホワイエ、児童館、機械室他 3階 大ホール、ホワイエ、大広間、講座室、 ボランティア室、フォロースポット室他 4階 大ホール、ホワイエ、排煙機械室他 屋上 排煙機械室、フォロースポット室他 大ホール（負荷、電源、調光） 小ホール（負荷、電源、調光） スタジオ・ロビー・マルチスペース 上記に係る舞台照明設備工事一式

議案第 68 号

工事請負契約の締結について（生涯学習センター解体工事）

生涯学習センター解体工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 契約の目的 生涯学習センター解体工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 金 505, 230, 000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 45, 930, 000 円

- 4 契約の相手方 丸亀市郡家町 1306 番地
株式会社 重成土建
代表取締役 重成 幸雄

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 生涯学習センター解体工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市大手町二丁目地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和8年7月31日
- 4 契 約 金 額 ¥505,230,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥45,930,000-
丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）第57条（債務負担行為に係る契約の特則）の規定に基づき、各会計年度における請負代金の支払限度額及び支払限度額に対応する各会計年度の出来高予定額
- (1) 支払限度額 令和7年度 ¥198,000,000-
令和8年度 ¥307,230,000-
- (2) 出来高予定額 令和7年度 ¥220,000,000-
令和8年度 ¥285,230,000-
- 5 契 約 保 証 金 ¥50,523,000-
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
☒ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
☐ 該当しない
- 7 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり
- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と

受注者 株式会社 重成土建（代表取締役 重成 幸雄） とは、

各々対等な立場における合意に基づいて本仮契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負仮契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年5月19日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二

印

受注者 丸亀市郡家町1306番地
株式会社 重成土建
代表取締役 重成 幸雄

印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

(契約書別紙)

建築物に係る解体工事

1 分別解体等の方法

工程 ごとの 作業 内容 及 び 解 体 方 法	工程	作業内容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①建築設備・内装材等	建築設備・内装材等の取り外し ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取り外し ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取り壊し ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取り壊し ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他	その他の取り壊し ■ 有 □ 無	☐ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用

(注)分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用(直接工事費) 324,500,000 円(税抜き)

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。

・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
コンクリート類	(株)土器川碎石	仲多度郡まんのう町羽間2880-1
アスファルト類	〃	〃
木材くず	丸福工業(株)	丸亀市飯山町東坂元3150番地9

4 再資源化等に要する費用(直接工事費) 44,450,000 円(税抜き)

(注)運搬費を含む。

工 事 概 要 書

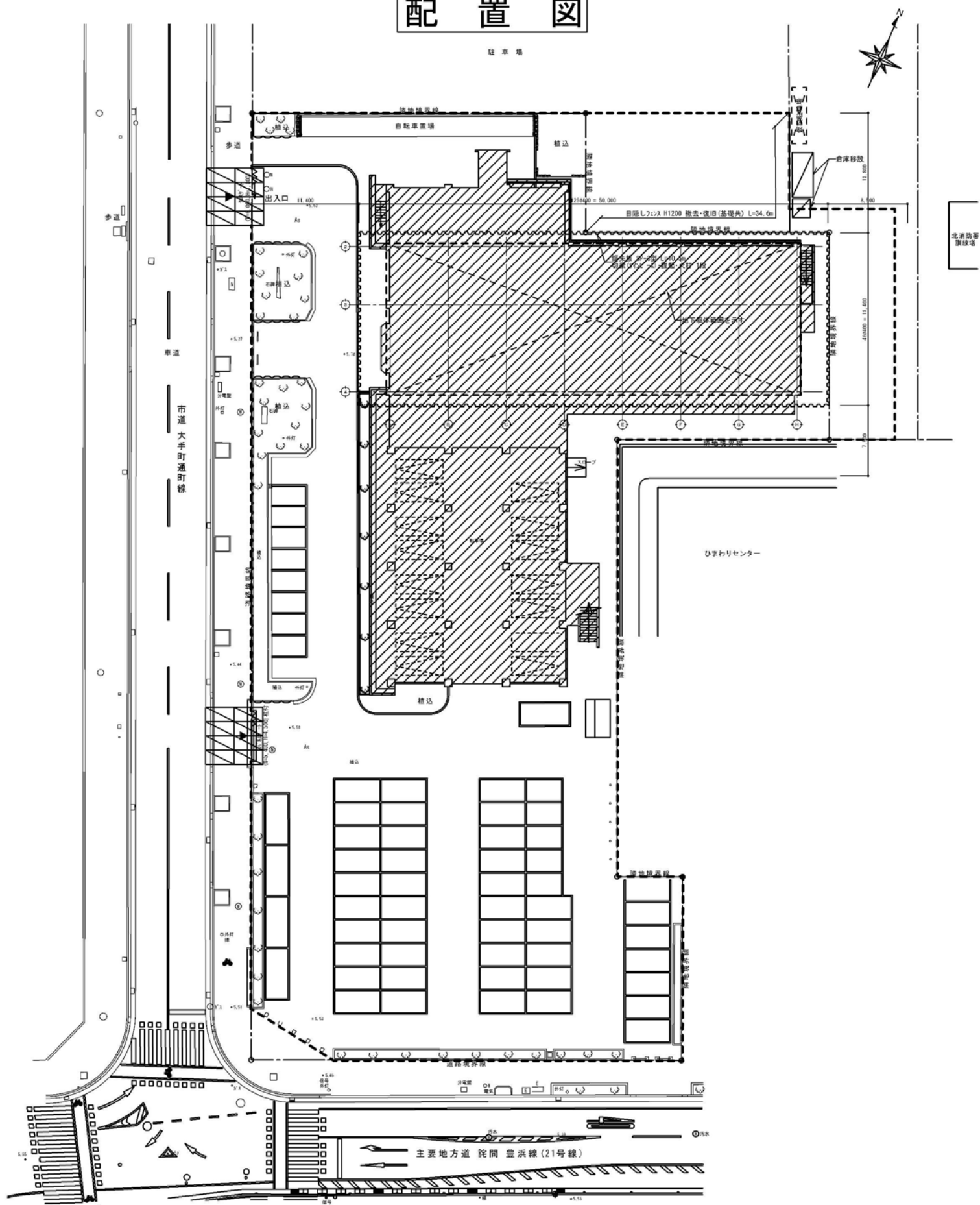
契 約 の 目 的 (工事名称)	生涯学習センター解体工事
工 事 概 要	【解体工事】 鉄筋コンクリート造 地上 5 階 地下 1 階 PH1 階 延床面積 6,559 m² ・ 建築本体解体 一式 ・ 電気設備解体 一式 ・ 機械設備解体 一式 ・ 外構廻り解体 一式 上記に係る解体工事 一式

生涯学習センター解体工事

付近見取り図



配置図



議案第 69 号

工事請負契約の締結について（丸亀城三の丸石垣復旧等工事）

丸亀城三の丸石垣復旧等工事に関し、次のとおり請負契約を締結いたしたい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 契約の目的 丸亀城三の丸石垣復旧等工事

2 契約の方法 随意契約

3 契約金額 金 680,900,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 61,900,000 円

4 契約の相手方 香川県高松市亀井町 1 番地 3

鹿島建設株式会社 四国支店

常務執行役員支店長 尾崎 美伸

参 照 工事請負仮契約書（写）別紙のとおり

工 事 請 負 仮 契 約 書 (写)

- 1 工 事 名 丸亀城三の丸石垣復旧等工事
- 2 工 事 場 所 丸亀市一番丁 地内
- 3 工 期 着手 本契約成立の日
完成 令和 8年 3月27日
- 4 契 約 金 額 ￥680,900,000-
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥61,900,000-
- 5 契約保証金 丸亀市契約規則第32条第2号の規定により免除
- 6 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に規定する対象建設工事の該当の有無
☒ 該当する（分別解体等の方法等については、別紙のとおり）
☐ 該当しない
- 7 建設発生土の搬出先等 建設発生土の搬出先については仕様書等に定めるとおり
- 8 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記の工事について発注者丸亀市(代表者 市長 松永 恭二)と受注者鹿島建設株式会社 四国支店(代表者 常務執行役員支店長 尾崎 美伸)とは、各々対等な立場における合意に基づいて本契約書の上記条件のほか丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）及び丸亀市建設工事請負契約約款（平成21年告示第16号）によって請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書 2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年 5月 8日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 香川県高松市亀井町1番地3
鹿島建設株式会社 四国支店
常務執行役員支店長 尾崎 美伸 印

備考 「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に規定する対象建設工事の該当の有無」については、いずれかの□に「レ」を記入し、該当する場合は、特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条に規定する事項を記載した書面を添付すること。

(契約書別紙)

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

1 分別解体等の方法

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法 (解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の取り壊し ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注) 分別解体等の方法については、該当がない場合は記載の必要はない。

2 解体工事に要する費用（直接工事費） 1,013,520 円（税抜き）

(注) ・解体工事の場合のみ記載する。

- ・解体工事に伴う分別解体及び積込みに要する費用とする。
- ・仮設費及び運搬費は含まない。

3 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地
がれき	(有) エヌエス管理	坂出市林田町 4285-284

4 再資源化等に要する費用（直接工事費） 456,000 円（税抜き）

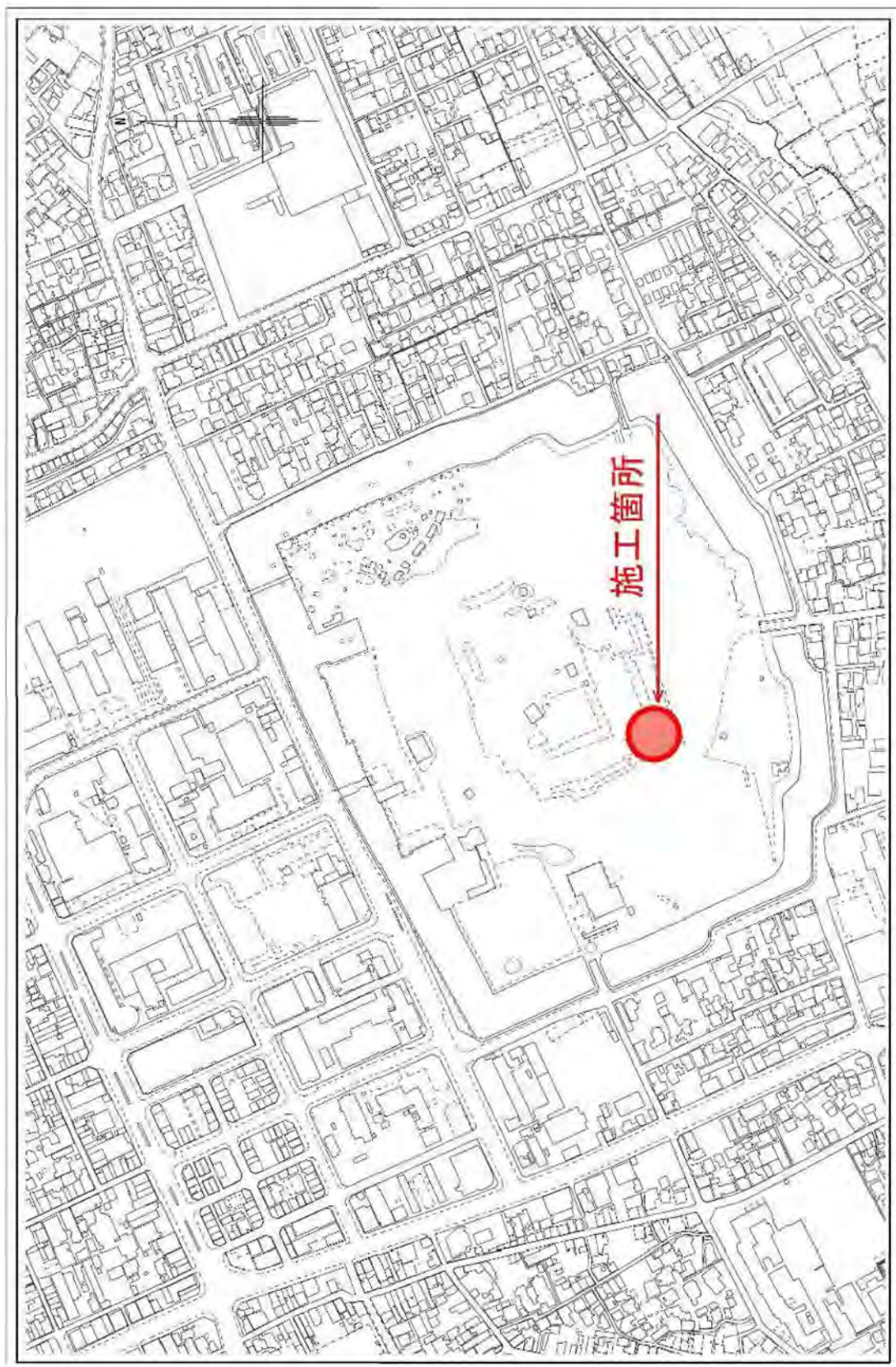
(注) 運搬費を含む。

工 事 の 概 要

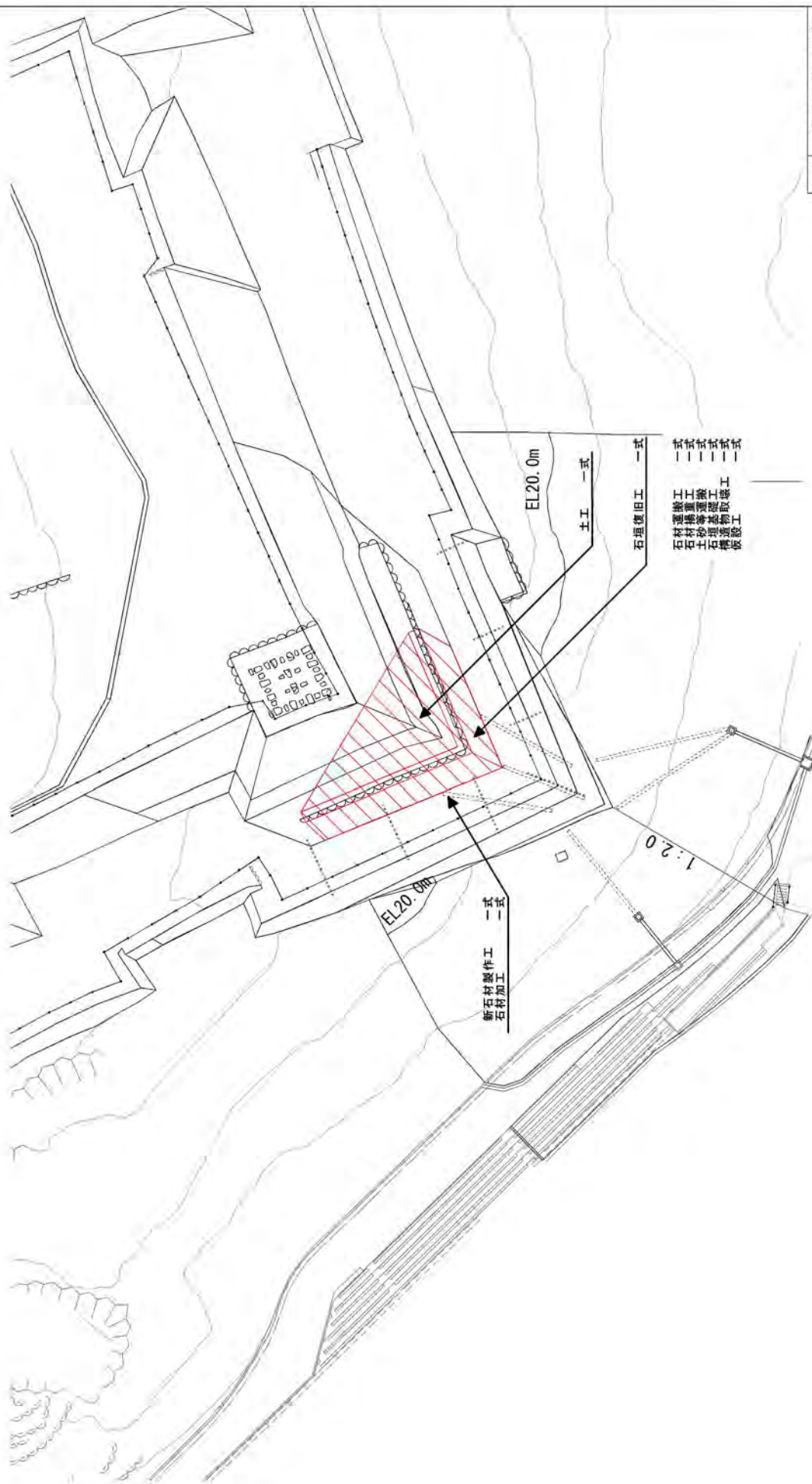
契 約 の 目 的 (工事名称)	丸亀城三の丸石垣復旧等工事
工 事 概 要	土工 1 式 石垣復旧工 1 式 石材運搬工 1 式 石材揚重工 1 式 土砂等運搬 1 式 石材加工 1 式 石垣基礎工 1 式 新石材製作工 1 式 構造物取壊し工 1 式 仮設工 1 式

丸亀城三の丸石垣復旧等工事

位置図 縮尺1:5,000



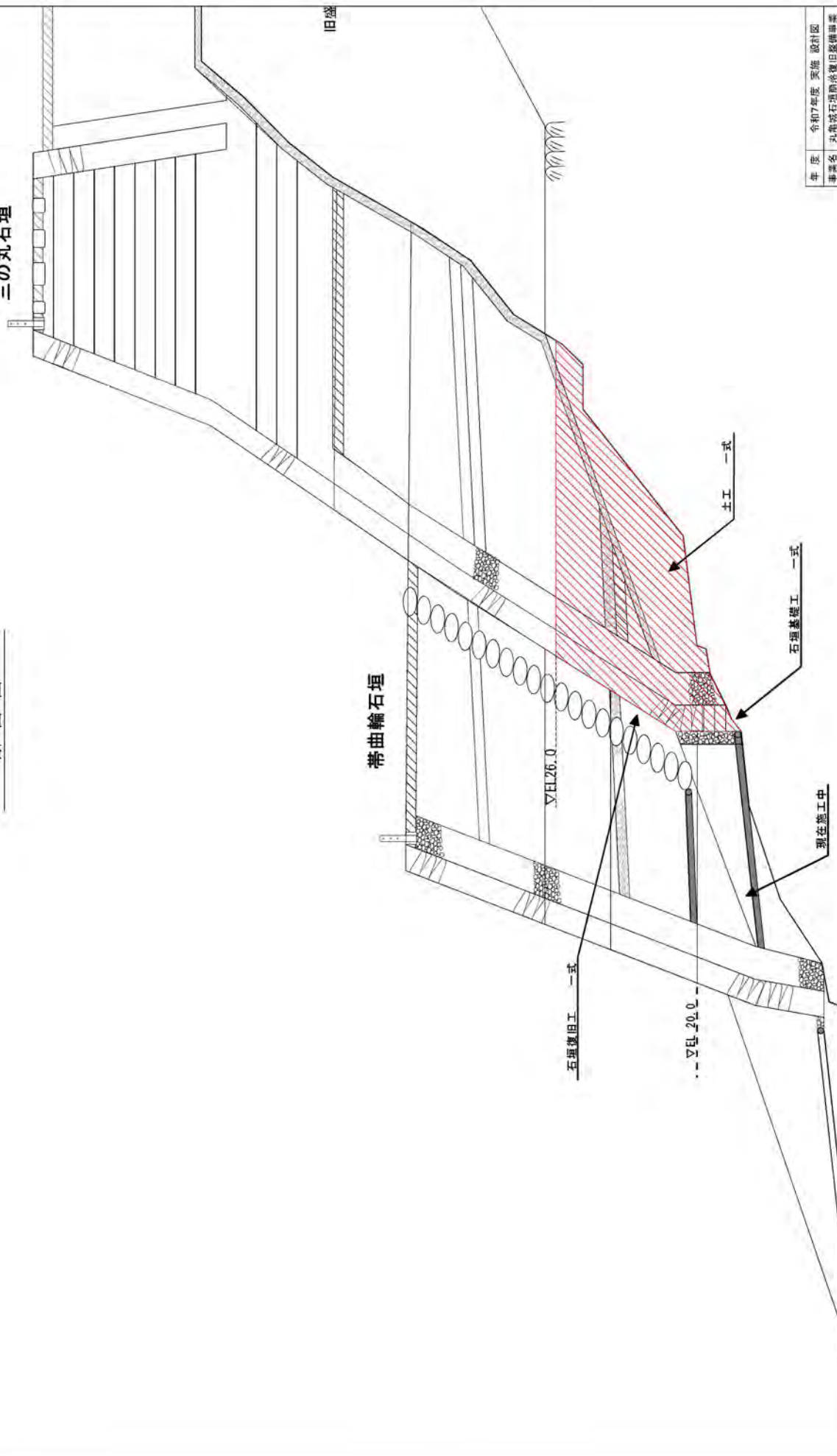
平面図
縮尺1:200



年度	令和7年度	案名	設計図
事業名	丸亀城石垣修復旧工整備事業		
工事名	丸亀城三の丸石垣修復工事		
位置	丸亀市一帯丁地内		
図面名	平面図		
縮尺	1:200	図面番号	1/1
作成年月	令和7年 4月		
会社名	広島建設株式会社		
事業番号	丸亀市		

断面図

三の丸石垣

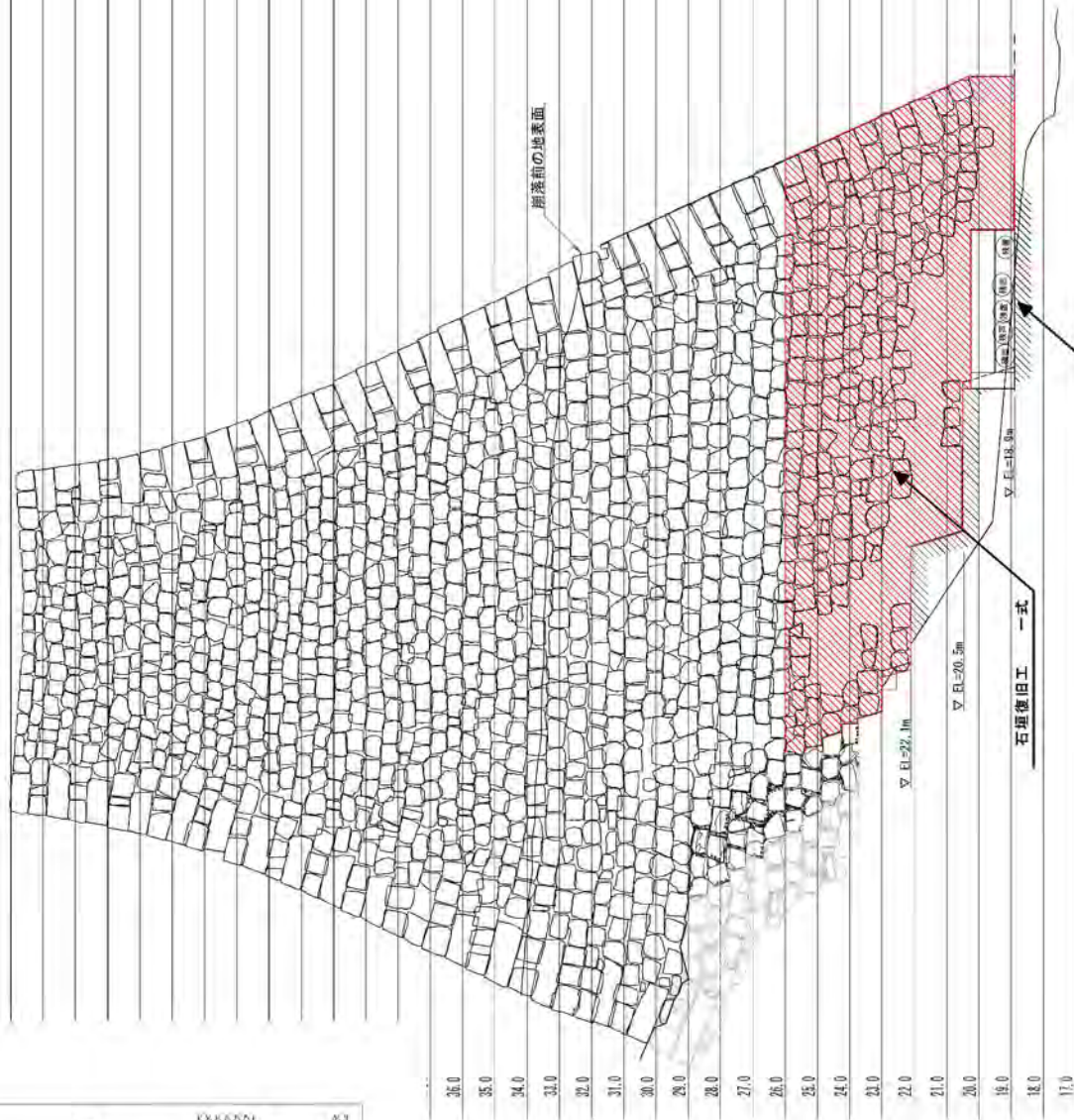


年度	令和7年度	実施	設計図
事業名	丸亀港石垣防波堤旧築修繕工事		
工事名	丸亀港三の丸石垣復旧等工事		
位置	丸亀市一帯丁地内		
図面名	断面図		
縮尺	1:200	図紙番号	2 / 12
作成年月	令和7年 4月		
会社名	鹿島建設株式会社		
事業所名	丸亀市		

KEYPLAN



三の丸石垣C面 立面図
縮尺1:150



年度	令和7年度 実施 設計図
事業名	丸亀城石垣跡復旧整備事業
工事名	丸亀城三の丸石垣復旧等工事
位置	丸亀市一帯工区内
図面名	三の丸石垣C面 立面図
縮尺	図面縮尺 3/12
作成年月	令和7年 4月
会社名	鹿島建設株式会社
担当者名	大島博

石垣基礎工 一式

石垣復旧工 一式

縮尺 1:150



丸田市

議案第 70 号

物品の購入について（高度救命処置用資機材 一式）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 購入物品 高度救命処置用資機材
- 2 数 量 一式
- 3 購入金額 金 21,450,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 1,950,000 円
- 4 購 入 先 香川県高松市国分寺町新名 59 番地 3
株式会社メディカルサービス 代表取締役 近藤 裕和
- 5 契約の方法 指名競争入札による契約

参 照 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書

- 1 品名及び数量 高度救命処置用資機材 一式の購入
- 2 契 約 金 額 ￥ 2 1 , 4 5 0 , 0 0 0 -
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 1 , 9 5 0 , 0 0 0 -
- 3 納 入 期 限 令和8年2月9日
- 4 納 入 場 所 丸亀市消防本部
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第3号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と受注者株式会社メディカルサービス（代表取締役 近藤 裕和）と保証人 日本船舶薬品株式会社高松営業所（所長 出井 慎一）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

2 発注者受注者双方の責めに帰すことができない事由により、移転前に物品が亡失

し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(契約金の支払)

第5条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第7条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第8条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。
(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。
(契約の解除)

第11条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。
- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令

又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。))を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。)であると認められるとき。
- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

- (13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。
- (15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。
- (16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。
- (17) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。
- 3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。
- (1) 契約の一部が履行不能であるとき。
- (2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第12条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議のうえ定めることができる。

（賠償金）

第13条 受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第14条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(保証人)

第16条 保証人は、この契約において、受注者が発注者に対して負担する一切の義務履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

2 発注者は、保証人から請求があったときは、遅滞無く、本契約の履行状況、その他保証人が連帯して負うべき責任の内容に関する情報を提供しなければならない。

3 発注者は、受注者が第11条第1項、同条第2項第16号又は同項第17号のいずれかに該当するに至ったときは、保証人に対して物品の納入を請求することができる。

4 前項の履行請求は、民法第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、受注者に対しても効力を有する。

5 保証人は、第3項の請求があったときは、前条の規定にかかわらず、この契約に基づく権利及び義務を承継する。

(契約外の事項)

第17条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第18条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第19条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、発注者、受注者及び保証人がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 5月 28日

発注者 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 香川県高松市国分寺町新名59番地3
株式会社 メディカルサービス
代表取締役 近藤 裕和 印

保証人 香川県高松市松縄町1083番地13
日本船舶薬品株式会社高松営業所
所長 出井 慎一 印

議案第 71 号

物品の購入について（小型動力ポンプ付積載車（軽自動車）3 台）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

1 購入物品 小型動力ポンプ付積載車（軽自動車）

2 数 量 3 台

3 購入金額 金 29,733,000 円

うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 2,703,000 円

4 購 入 先 香川県高松市伏石町 1340 番地 3

株式会社岩本商会高松支店 支店長 別所 拓也

5 契約の方法 指名競争入札による契約

参 照 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書

- 1 品名及び数量 小型動力ポンプ付積載車（軽自動車） 3台の購入
- 2 契 約 金 額 ￥ 29,733,000－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥2,703,000－
- 3 納 入 期 限 令和8年3月24日
- 4 納 入 場 所 丸亀市消防本部
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第3号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者 丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と受注者 株式会社岩本商会高松支店（支店長 別所 拓也）と保証人 有限会社岡本ポンプ（代表取締役 岡本 正）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

2 発注者受注者双方の責めに帰すことができない事由により、移転前に物品が亡失

し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(保証期間)

第5条 保証期間については、シャシはメーカーの保証期間とし、ぎ装部分については納入後1年間とする。

- 2 特殊装備及び積載器具等については納入後1年間とし、メーカーの公表する保証期間が1年を超えるものについてはメーカー公表の保証期間とする。
- 3 保証期間後であっても、設計、工作あるいは材料不良に起因する不都合箇所発生の場合は無償で交換または修理を行うこと。

(契約金の支払)

第6条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第7条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

- 2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第8条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

- 2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第9条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は

受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第10条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第11条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。

- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。

- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下

「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。))と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において

同じ。)であると認められるとき。

(11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

(違約金)

第13条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議のうえ定めることができる。

(賠償金)

第14条 受注者は、第12条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額

を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第15条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第16条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(保証人)

第17条 保証人は、この契約において、受注者が発注者に対して負担する一切の義務履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

- 2 発注者は、保証人から請求があったときは、遅滞無く、本契約の履行状況、その他保証人が連帯して負うべき責任の内容に関する情報を提供しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が第12条第1項、同条第2項第16号又は同項第17号のいずれかに該当するに至ったときは、保証人に対して物品の納入を請求することができる。
- 4 前項の履行請求は、民法第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、受注者に対しても効力を有する。
- 5 保証人は、第3項の請求があったときは、前条の規定にかかわらず、この契約に基づく権利及び義務を承継する。

(契約外の事項)

第18条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第19条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第20条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、発注者、受注者及び保証人がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7年 5月 28日

発注者 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 香川県高松市伏石町1340番地3
株式会社岩本商会高松支店
支店長 別所 拓也 印

保証人 兵庫県たつの市新宮町井野原276番地1
有限会社 岡本ポンプ
代表取締役 岡本 正 印

議案第 72 号

物品の購入について（小型動力ポンプ付積載車（普通自動車）2 台）

次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 購入物品 小型動力ポンプ付積載車（普通自動車）
- 2 数 量 2 台
- 3 購入金額 金 30,646,000 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 2,786,000 円
- 4 購 入 先 香川県高松市伏石町 1340 番地 3
株式会社岩本商会高松支店 支店長 別所 拓也
- 5 契約の方法 指名競争入札による契約

参 照 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書

- 1 品名及び数量 小型動力ポンプ付積載車（普通自動車） 2台の購入
- 2 契 約 金 額 ￥30,646,000－
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥2,786,000－
- 3 納 入 期 限 令和8年3月24日
- 4 納 入 場 所 丸亀市消防本部
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第3号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者 丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と受注者 株式会社岩本商会高松支店（支店長 別所 拓也）と保証人 有限会社岡本ポンプ（代表取締役 岡本 正）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、見本、仕様書又は図面によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。

3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

2 発注者受注者双方の責めに帰すことができない事由により、移転前に物品が亡失

し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(保証期間)

第5条 保証期間については、シャシはメーカーの保証期間とし、ぎ装部分については納入後1年間とする。

2 特殊装備及び積載器具等については納入後1年間とし、メーカーの公表する保証期間が1年を超えるものについてはメーカー公表の保証期間とする。

3 保証期間後であっても、設計、工作あるいは材料不良に起因する不都合箇所発生の場合は無償で交換または修理を行うこと。

(契約金の支払)

第6条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第7条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第8条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第9条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき又は

受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

- 2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第10条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げない。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第11条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第12条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

- 2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。

- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。

- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。

- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。

- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下

「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)

- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に入札(見積書の提出を含む。)が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者(法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等(受注者の代表役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。))をいう。以下この号において同じ。)、一般役員等(法人の役員(執行役員を含む。))又はその支店若しくは営業所(常時売買契約等を締結する事務所をいう。)を代表する者(代表役員等を除く。))をいう。)又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。)が暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において

同じ。)であると認められるとき。

(11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。

(12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。

(13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) 前各号に掲げるもののほか、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

(違約金)

第13条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議のうえ定めることができる。

(賠償金)

第14条 受注者は、第12条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額

を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

- 2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。
- 3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(損害賠償)

第15条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能であるときは、発注者は、受注者に対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰すことができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第16条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(保証人)

第17条 保証人は、この契約において、受注者が発注者に対して負担する一切の義務履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

- 2 発注者は、保証人から請求があったときは、遅滞無く、本契約の履行状況、その他保証人が連帯して負うべき責任の内容に関する情報を提供しなければならない。
- 3 発注者は、受注者が第12条第1項、同条第2項第16号又は同項第17号のいずれかに該当するに至ったときは、保証人に対して物品の納入を請求することができる。
- 4 前項の履行請求は、民法第441条及び同法第458条の規定にかかわらず、受注者に対しても効力を有する。
- 5 保証人は、第3項の請求があったときは、前条の規定にかかわらず、この契約に基づく権利及び義務を承継する。

(契約外の事項)

第18条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第19条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第20条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書3通を作成し、発注者、受注者及び保証人がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年 5月 28日

発注者 香川県丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市
代表者 市長 松永 恭二 印

受注者 香川県高松市伏石町1340番地3
株式会社岩本商会高松支店
支店長 別所 拓也 印

保証人 兵庫県たつの市新宮町井野原276番地1
有限会社 岡本ポンプ
代表取締役 岡本 正 印

議案第 73 号

物品の購入について（GIGA スクール構想に係る生徒用タブレット端末 3,056 台）
次のとおり物品の購入をいたしたい。

令和 7 年 6 月 5 日提出

丸亀市長 松 永 恭 二

- 1 購入物品 GIGA スクール構想に係る生徒用タブレット端末
- 2 数 量 3,056 台
- 3 購入金額 金 162,988,584 円
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 14,817,144 円
- 4 購入先 広島県広島市中区袋町 4-25
株式会社大塚商会広島支店 支店長 真子 健
- 5 契約の方法 随意契約

参 照 物品売買仮契約書（写） 別紙のとおり

物 品 売 買 仮 契 約 書 (写)

- 1 品名及び数量 GIGA スクール構想に係る生徒用タブレット端末 3,056台
- 2 契 約 金 額 ￥162,988,584
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥14,817,144
- 3 納 入 期 限 令和8年2月28日
- 4 納 入 場 所 別紙仕様書のとおり
- 5 契 約 保 証 金 丸亀市契約規則（平成17年規則第48号）第32条第7号の規定により免除
- 6 本契約成立の日 本仮契約が丸亀市議会の議決を得た日

上記のことについて、発注者丸亀市（代表者 市長 松永 恭二）と受注者株式会社大塚商会広島支店（代表者 支店長 真子 健）との間に次のとおり契約を締結する。

（納入物品の品質等）

第1条 納入物品の品質、構造、形状、寸法等は、仕様書によるものとする。

（納入期限の延長）

第2条 受注者は、天災その他真にやむを得ない理由により、納入期限内に物品を納入することができないときは、期限延長の申出をすることができる。

- 2 前項の申出は、納入期限内にしなければならない。

（検収）

第3条 発注者は、受注者が物品を納入した日から10日以内に検収を行うものとする。

- 2 検収に要する費用及び検収のため変質、変形、消耗又はき損したものは、すべて受注者の負担とする。
- 3 受注者は、第1項の検収に立ち会うものとし、立ち会わないときは、検収の結果について異議を申し立てることができない。

（所有権）

第4条 物品の所有権は、検収を完了したとき、受注者から発注者に移転するものとし、移転前に生じた物品の亡失、き損等の損害は、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものを除き、すべて受注者の負担とする。

- 2 発注者受注者双方の責めに帰することができない事由により、移転前に物品が亡失し、又はき損した場合は、発注者は契約を解除することができる。

(契約金の支払)

第5条 受注者は、検収を完了した後、発注者の指示する手続に従って契約金の支払請求書を発注者に提出するものとし、発注者は、その支払請求書を受理したときは、30日以内に契約金額を受注者に支払わなければならない。

(遅延違約金)

第6条 受注者は、納入期限内に合格品を完納しないときは、納入期限の翌日から合格品を完納する日までの日数に応じ、遅延数量に対する契約金額に契約締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて得た額を遅延違約金として発注者に支払わなければならない。

2 前項の遅延違約金の徴収日数の計算については、検収に要した日数は、これを算入しない。

(履行の追完請求)

第7条 納入された物品が、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないものである場合（以下「契約不適合」という。）は、発注者は、受注者に対し、相当の期間を定めて当該物品の修補、これに代わる物品の引渡し又は不足分の引渡しによる履行の追完を請求することができる。

2 契約不適合が、発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する履行の追完を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約金額の減額請求)

第8条 前条の規定により発注者が、受注者に対して履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その契約不適合の程度に応じて契約金額の減額を請求することができる。ただし、履行の追完が不能であるとき、又は受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に示したときは、催告をすることなく直ちに契約金額の減額を請求することができる。

2 契約不適合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前項に規定する契約金額の減額を請求することができない。ただし、受注者が契約不適合であることを知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(準用)

第9条 前2条の規定は、債務不履行による損害賠償請求及び解除権の行使を妨げな

い。ただし、前条の請求により契約金額の減額をした場合は、この限りでない。

(契約不適合責任期間)

第10条 受注者が、契約不適合の物品を納入した場合において、発注者が不適合(数量に関する契約不適合を除く。)を知った時から1年以内にその旨を受注者に通知しないときは、発注者は、その契約不適合を理由として、履行の追完請求、契約金額の減額請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。ただし、受注者が納入時に契約不適合を知り、又は重大な過失によって知らなかったときは、この限りでない。

(契約の解除)

第11条 受注者が、納入期限内に契約を履行しない又は履行の見込みがない場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行が行われない場合、発注者は契約を解除することができる。

2 次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、発注者は、前項の催告をすることなく、直ちに、契約を解除することができる。

- (1) 契約の全部が履行不能であるとき。
- (2) 受注者から契約解除の申入れがあったとき。
- (3) 受注者がこの契約条項に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (4) 発注者が行う物品の検収に際し、受注者に詐欺その他の不正行為があったとき。
- (5) 受注者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項(独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。))。
- (6) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体(以下「受注者等」という。))に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名あて人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又

は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- (7) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (8) 受注者（法人にあっては、その役員及び使用人を含む。次号において同じ。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- (9) 受注者の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。
- (10) 代表一般役員等（受注者の代表役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合には代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。）をいう。以下この号において同じ。）、一般役員等（法人の役員（執行役員を含む。）又はその支店若しくは営業所（常時売買契約等を締結する事務所をいう。）を代表する者（代表役員等を除く。）をいう。）又は経営に事実上参加している者をいう。以下この条において同じ。）が暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員以外の者で同条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として同条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うもの若しくは暴力団に資金等を供給すること等によりその組織の維持及び運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下この条において同じ。）であると認められるとき。
- (11) 代表一般役員等が、業務に関し、自社、自己若しくは第三者の不正な財産上の利益を図るため又は第三者に債務の履行を強要し、若しくは損害を加えるため、暴力団又は暴力団関係者を利用したと認められるとき。
- (12) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者に対して、名目のいかんを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与したと認められるとき。
- (13) 代表一般役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関

係を有していると認められるとき。

(14) 契約等に当たり、その相手方が第10号から前号までのいずれかに該当する者であることを知りながら、当該者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用したと認められるとき。

(15) 第10号から第13号までのいずれかに該当する者と下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を締結する等当該者を利用していた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が当該下請契約、再委託契約又は資材等の購入契約を解除する等当該者を利用しないように求めたにもかかわらず、これに従わなかったとき。

(16) 前項の催告をしても、契約の目的を達するに足りる履行の見込みがないことが明らかであるとき。

(17) その他、契約の目的を達するのに十分な履行が見込まれないことが明らかであるとき。

3 発注者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、この契約の一部を解除することができる。

(1) 契約の一部が履行不能であるとき。

(2) 受注者から契約の一部を解除する申入れがあったとき。

（違約金）

第12条 受注者は、前条の規定によりこの契約を解除されたときは、契約保証金に相当する金額を違約金として発注者に支払わなければならない。ただし、前条第3項による契約の一部を解除されたときは、発注者と受注者が協議して定めることができる。

（賠償金）

第13条 受注者は、第11条第2項第5号又は第6号に該当するときは、発注者が契約を解除するかどうかにかかわらず、賠償金として、契約金額の10分の1に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

2 前項の規定は、発注者が契約の目的物の引渡しを受けた後においても適用があるものとする。

3 前2項の規定は、発注者に生じた損害の額が第1項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害賠償）

第14条 受注者が契約の本旨に従った履行をしないとき、又は契約の履行が不能で

あるときは、発注者は、受注者の対し、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その契約の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 前項の規定により損害賠償を請求することができる場合において、発注者は、次の各号に掲げるときは、契約の履行の代わりに損害賠償の請求をすることができる。

- (1) 契約の履行が不能であるとき。
- (2) 受注者が契約の履行を拒絶する意思表示をしたとき。
- (3) 契約の不履行により契約の解除権が発生したとき。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第15条 受注者は、この契約から生ずる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は第三者のための担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。

(契約外の事項)

第16条 受注者は、本契約書に規定しない事項は、丸亀市契約規則に定めるところに従わなければならない。

第17条 この契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき、協議が調わない場合その他この契約に関して発注者と受注者との間に紛争を生じた場合における訴訟は、丸亀市役所所在地を管轄する高松地方裁判所丸亀支部に提起するものとする。

第18条 前各条に規定するもののほか必要な事項については、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の証として、本書2通を作成し、発注者、受注者がそれぞれ記名押印して、各自1通を保有する。

令和7年5月7日

発注者 丸亀市大手町二丁目4番21号
丸亀市

代表者 市長 松永 恭二 

受注者 広島市中区袋町4-25
株式会社大塚商会広島支店

支店長 真子 健 

仕様書

- 1 納入物品 GIGAスクール構想に係る生徒用タブレット端末3,056台 購入
- 2 前提条件
 - 本件は、国の公立学校情報機器整備事業費補助金を原資として造成した香川県 GIGA スクール構想加速化基金を活用し、GIGA スクール構想加速化基金管理運営要領（令和6年1月29日 文部科学省初等中等教育局長決定）の規定に基づき実施する学習者用コンピュータの調達であること。
 - 納品にあたっては、文部科学省が作成・公表している「GIGAスクール構想の実現 学習者用コンピュータ最低スペック基準」や「GIGAスクール構想の実現 学習者用コンピュータの調達等ガイドライン」等を一読の上、その基準等を満たすようにすること。
- 3 納入場所、納入台数
仕様書別紙2のとおり。
契約締結後、速やかに納入スケジュールを作成し、担当者の承認を得ること。
なお、別紙に記載されている数量等は予定数であり、児童生徒の転出入等により契約時に増減することがあり得る。
- 4 納入機器等一覧
本業務における調達の範囲は下表のとおり。

	機器等名	全団体共通	オプション	備 考
①	端末本体（タッチペンを含む。）	●		下記7のとおり
②	端末管理機能（MDM）	●		下記8(1)のとおり
③	機器等の初期設定、運搬等	●		下記8(2)のとおり
④	機器等の設置・据え付け		●	（下記9及び別紙のとおり）

- 5 全体要件
 - 納入する機器等（付属品を除く）は、その機種名や品番等がメーカーのカタログ又はホームページ等で公開され、その内容を確認できること。
 - 日本国内で使用可能であること（例えば、電気用品安全法の対象となる物品についてはPSE規格を取得している製品であること、電波法の対象となる無線機を有する物品については技適マークを有すること等）。
 - 可能な限り次の条件を満たすものを納入すること。
「香川県グリーン購入推進ガイドライン（令和6年第25版）」に定めのある品目については、それぞれ基準に適合したものを、定めのない品目については、「国際エネルギースターロゴマーク」等の環境ラベリング事業の対象製品、又はこれと同等のもの。
 - 納入する機器等は、新品かつ市販されているものとし、改造等は不可とする。
 - サプライチェーンの過程において、意図せざる変更が加えられないように適切な措置が講じられていること。
 - 納入する機器等は、本仕様書に特に定める場合を除き、その品目ごとに同一のものとすること。

- 納入日（納入先が複数ある場合には、その最後の納入日をいう）から1年以上、購入物品の設計・材料・製造等に起因する不具合が生じたときは、修理又は交換する責務を負うものとし（機器の不具合や修理によって再設定が必要な場合、学校の環境に合わせて機器を再設定する必要がある場合、又はソフトウェアの不具合によって再設定が必要な場合は、機器の設定作業を行い、機器やソフトウェアが正常に機能するための保守を実施すること）、その費用は受注者が負担するものとする。
- 上記の期間経過後も、納入した機器等の故障時における相談に真摯に対応すること。
- 機器等の運搬費など、納入に伴い発生する費用はすべて本業務に含めることとする。
- 本仕様書に定めのない事項又は本仕様書について疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定める。

6 機器等要件（端末本体仕様）

納入する機器等のうち端末本体（タッチペンを含む。）は下表の仕様を満たすものとし、同一機種を納入すること。

OS	・ ChromeOS であること ・ ChromeOS デバイスの自動更新期限（AUE）が令和 13 年3月 31 日以降であること
形状	・ コンバーチブル型であること（ディスプレイとキーボード部分が分離しない一体型のものであって、ディスプレイが概ね 360 度回転可能であるもの）
CPU	・ Intel Celeron Processor N4500 と同等以上であること（Intel 社製に限定するものではない）
ストレージ	・ 32GB 以上であること
メモリ	・ 4GB 以上であること
画面	・ 10～14 インチであること ・ タッチパネルであること ・ 同時に納入する USI 対応タッチペンに対応したパネルであること
無線	・ IEEE 802.11 a/b/g/n/ac/ax 以上であること
キーボード	・ 日本語JIS 配列準拠キーボードであること ・ タッチパッドが付いていること

タッチペン	・ 納入する端末と同一メーカーの純正品であること ・ USI 規格に対応していること ・ パームリジェクション機能付きであること ・ 本体に収納して充電が可能であること
カメラ機能	・ インカメラ及びアウトカメラを備えていること
音声接続端子	・ マイク・ヘッドフォン端子を1つ以上有していること
外部接続端子	・ USB3.0 以上の規格であって USB Type-C PD(Power Delivery)に対応したポートを1つ以上有していること
バッテリー	・ 内蔵バッテリーで8時間以上駆動すること
重さ	・ 1.5kg 以下であること
その他	・ 電源アダプタ、ケーブル、その他必要な付属品を備えていること ・ 端末本体の色は指定しないが、対象団体ごとに統一すること

7 機器等要件（端末本体以外・全団体共通事項）

（1）端末管理機能（MDM）

調達する端末台数と同数の Google GIGA License を、端末と併せて納品すること。

(2) 機器等の初期設定、運搬等に係る共通事項

- ① 納入する全端末の MAC アドレス情報及び製造番号を提出すること。
- ② 納入後ただちに児童生徒が利用できるよう、必要な設定等をした状態で納品すること。具体的には以下を想定しているが、そのほかにも可能な限り発注者の要望等に真摯に対応すること。設定等に必要な情報は契約締結後に発注者から受注者へ提供する。
 - 各対象団体が指定する Google Workspace for Education のドメイン（以下「GWS」という。）において、発注者の指示に従い対象となる OU ごとのデバイスポリシー設定（無線 AP 情報など）を行うこと。
 - GWS に、納入する端末のデバイス登録を行うこと。
 - 納入後、端末の電源を入れるだけで、各納入先の既設無線アクセスポイントに端末が接続できるようにした状態で納入すること。
- ③ 受注者が指定する情報を印字した端末管理シールを、担当者の指示に従い貼付した状態で納入すること。
- ④ 納入場所への搬入等にあたっては、搬入経路等、運搬車両の通行、駐車場所について担当者と協議を行い、安全管理を行うこと。また、搬入・設置等に係る詳細な日程については、担当者と別途調整すること。
- ⑤ 納入場所において納入先担当者の指示に従い機器等の梱包の開梱を行い、搬入（納入）に伴って生じた不要な梱包材や消耗資材等は持ち帰ること。

8 機器等要件（オプション）

上記 8（2）に掲げる要件に加え、以下のとおり、納入先の充電保管庫への機器等の設置・据え付け作業を、各納入先担当者の指定する方法で実施すること。

なお、充電保管庫の中は、事前に各納入先担当者等により空にしておくため、既存端末やケーブルの取り外し等の作業は本業務には含まない。

- 納入端末に付属する充電ケーブル及び電源アダプタの充電保管庫への設置。
- 納入端末の充電保管庫への格納（必要に応じ、ケーブルとの接続も含む。）。

仕様書別紙 2

学校名	納入台数	住所	納入場所
丸亀市立東中学校	616	香川県丸亀市大手町一丁目 5 番 1 号	学校住所に同じ
丸亀市立西中学校	878	香川県丸亀市中府町三丁目 11 番地 1 号	学校住所に同じ
丸亀市立南中学校	769	香川県丸亀市郡家町 3690 番地	学校住所に同じ
丸亀市立本島中学校	20	香川県丸亀市広島町江の浦 439 番地	学校教育課
丸亀市立広島中学校	8	香川県丸亀市本島町泊 19 番地	学校教育課
丸亀市立綾歌中学校	310	香川県丸亀市綾歌町栗熊東 431 番地	学校住所に同じ
丸亀市立飯山中学校	455	香川県丸亀市飯山町川原 1110 番地	学校住所に同じ
納入台数 計	3,056		

提 案 理 由

議案第 59 号

一般会計補正予算につきましては、歳入歳出それぞれ 13 億 6,161 万 1,000 円を追加し、予算の総額を 784 億 6,161 万 1,000 円とするものであります。

その内容といたしまして、総務費関係では、令和 6 年度に実施いたしました定額減税に伴う補足給付金において、所得や扶養関係の変動により支給額に不足が生じる方へ追加給付を行うため 4 億 3,675 万 8,000 円を計上するほか、コミュニティバスの運転手不足が課題となるなか、レベル 2 での自動運転実証実験を行い、持続可能な公共交通としての課題や実装の可能性を見極めるための負担金 650 万円を措置いたします。

また、市民等との協働をより一層推進するため、協働事業委託料を 50 万円追加計上するほか、飯山北地区コミュニティ推進協議会が一般財団法人自治総合センターの助成採択を受けて実施する本市の姉妹都市ヴィリッヒ市等との国際芸術文化交流事業への補助金 200 万円を措置いたします。

民生費関係では、見守りが必要な家庭に対し、訪問による食事提供の機会を通じて家庭での児童の状況を把握し、虐待や孤立を防止するとともに必要な支援につなげるため、児童等見守り強化事業業務委託料 310 万円を計上するほか、離婚により離れて暮らす親子の交流機会の拡大や、養育費を確実に受け取れるよう公正証書の作成等を支援することにより、子どもの健やかな成長や経済的な負担及び不安の軽減を図るため、ひとり親家庭等子育て支援事業費に 160 万 6,000 円を措置いたします。

また、生活扶助基準の見直しや被保護調査の項目変更のためのシステム改修業務委託料 220 万円を計上いたします。

衛生費関係では、市営墓地の地盤改良事業について、事業の進捗に伴い既存墓石の移設補償や工事費など 4,251 万円を追加計上するほか、老朽化により不具合が頻発しているクリーンセンター丸亀の空調機について、改修のための設計業務委託料 370 万円を措置いたします。

農林水産業費関係では、地域農業を担う多様な農業人材として認定された方が積極的な営農展開のために導入する機械や施設の整備計画が、香川県の補助事業に追加採択されることに伴い、補助金 454 万円を追加計上いたします。

商工費関係では、丸亀市キッズウィーク推進協議会が産業教育の一環としてキッズウィークに開催する子どもの職業体験イベントや、飯綾商工会青年部が岡田地区で開催する地域おこしイベントに対する補助金 150 万円を措置するほか、丸亀うちわミュージアムへの来館促進に向

けて、さぬき浜街道からの進入路を案内する標識を設置するための工事費 273 万円を計上します。

また、海外に向けた情報発信によりインバウンドの獲得や城泊への誘客を図るため、PR サイトへの掲載委託料 108 万 9,000 円を計上するとともに、市制 20 周年を記念し、丸亀城や JR 丸亀駅前でのイルミネーションについて、開催期間の延長やスケールアップするための委託料 330 万円を措置し、滞在型観光を推進してまいります。

また、高校生の発案による優秀な地域活性化プランの実現に向けた支援を行う「高校生プランコンテストプロジェクト」への運営補助金 20 万円を計上いたします。

土木費関係では、蓬萊海浜公園のリニューアル化に向け、実施設計に係る委託料 2,310 万円を追加措置いたします。

教育費関係では、市立学校の適正規模や配置についての基本的な考えをまとめるため、附属機関の会議の開催に伴う委員報酬など 64 万 8,000 円を計上するほか、城東小学校校舎等改築事業において、基礎の工法変更に関連して工事量が増加することなどから工事費 7 億 7,800 万円を追加計上いたします。

また、丸亀市猪熊弦一郎現代美術館において、これまで改修が未実施であった箇所設備や躯体の改修を行うとともに施設の長寿命化を図るため、長寿命化計画の改訂や基本設計・実施設計に係る委託料 3,663 万円を計上するほか、歌舞伎や日本舞踊などで舞台の床に敷き詰める木製の台について、旧市民会館で使用していたものを修繕して新市民会館で使用するため、新市民会館建設費に 750 万円を追加措置いたします。

このほか、本島町笠島重要伝統的建造物群保存地区選定 40 周年を記念し、シンポジウムやイベントの開催や、まち並みを PR する動画の作成、歴史的・文化的財産のアーカイブ化などに取り組み、次世代への継承に向けた契機とするため、まち並保存推進費に 350 万円を計上いたします。

また、これらの財源として、それぞれの事業に係る国・県支出金、基金繰入金、諸収入及び市債を措置するものです。

予算第 2 条の地方債の補正につきましては、美術館施設整備費に係る事業債の補正に伴い、借入限度額を変更するものであります。

議案第 60 号

丸亀市市税条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部改正に伴うもので、公示送達 of デジタル化に伴う規定の整備、特定親族特別控除の創設に伴う規定の整備、加熱式たばこに

係る市たばこ税の課税標準の特例の創設に伴う規定の整備等所要の改正を行うものであります。

議案第 61 号

丸亀市コミュニティセンター条例の一部改正につきましては、飯山北コミュニティセンターの改築に伴い、室名及び使用料を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 62 号

工事請負変更契約の締結につきましては、丸亀市飯山北コミュニティセンター改築工事において、建設予定地の舗装撤去及び根切り作業を実施した結果、安定処理された既存土やコンクリート製の地中障害物が出土したことによる撤去処分の増工等により、契約金額を増額する必要が生じたため、5 月 1 日に株式会社郡家工務店と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 63 号

工事請負変更契約の締結につきましては、丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う電気設備工事を実施する中で、インフレスライド条項の適用及び動力盤の変更等による契約金額の増額並びに工期延伸のため、5 月 1 日に日本電設・中央・吉本特定建設工事共同企業体と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 64 号

工事請負変更契約の締結につきましては、丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う空調設備工事を実施する中で、インフレスライド条項の適用及びダクト位置の変更等による契約金額の増額並びに工期延伸のため、5 月 1 日に川崎・梶原・山野特定建設工事共同企業体と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 65 号

工事請負変更契約の締結につきましては、丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台機構設備工事を実施する中で、バトン制御方式や Horizont 幕の変更等による契約金額の増額及び工期延伸のため、5 月 1 日に森平舞台機構株式会社と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 66 号

工事請負変更契約の締結につきましては、丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台音響設備工事を実施する中で、スタジオ音響設備、カメラ、モニターの変更等による契約金額の増額及び工期延伸のため、5月1日にヤマハサウンドシステム株式会社大阪営業所と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 67 号

工事請負変更契約の締結につきましては、丸亀市（仮称）みんなの劇場新築に伴う舞台照明設備工事を実施する中で、ダウンライトの追加やスタジオ調光設備の変更等による契約金額の増額及び工期延伸のため、5月1日に松村・四建建設共同企業体と工事請負契約の一部を変更する仮契約を締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 68 号

工事請負契約の締結につきましては、生涯学習センター解体工事について、去る5月12日に制限付き一般競争入札を行いましたところ、株式会社重成土建に落札決定し、工事請負仮契約を5月19日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 69 号

工事請負契約の締結につきましては、丸亀城石垣崩落復旧整備事業における丸亀城三の丸石垣復旧等工事を実施するに当たり、鹿島建設株式会社四国支店を相手方とする仮契約を5月8日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第 70 号

物品の購入につきましては、高度救命処置用資機材一式の購入について、去る5月21日に指名競争入札を行いましたところ、株式会社メディカルサービスに落札決定し、物品売買仮契約を5月28日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第 71 号

物品の購入につきましては、小型動力ポンプ付積載車（軽自動車）3台の購入について、去る5月21日に指名競争入札を行いましたところ、株式会社岩本商会高松支店に落札決定し、物品売買仮契約を5月28日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産

の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第 72 号

物品の購入につきましては、小型動力ポンプ付積載車（普通自動車）2 台の購入について、去る 5 月 21 日に指名競争入札を行いましたところ、株式会社岩本商会高松支店に落札決定し、物品売買仮契約を 5 月 28 日に締結しましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

議案第 73 号

物品の購入につきましては、GIGA スクール構想に係る生徒用タブレット端末 3,056 台の購入について、去る 3 月 27 日に香川県市町立学校学習者用コンピュータ等一式(Chromebook)共同調達に係るプロポーザル方式選定委員会が選定した、株式会社大塚商会広島支店と、物品売買仮契約を 5 月 7 日に締結いたしましたので、丸亀市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。